

第八十四回国
参議院法務委員会會議録第十二号

(二七二)

昭和五十三年五月十一日(木曜日)

午前十時六分開会

出席者は左のとおり。

委員長 中尾 辰義君
理事 八木 一郎君
山本 富雄君
寺田 熊雄君
宮崎 正義君

委員

上田 稔君
大石 武一君
初村 滝一郎君
丸茂 重貞君
秋山 長造君
小谷 守君
橋本 敦君
円山 雅也君
江田 五月君

國務大臣

法務大臣

瀬戸山三男君

政府委員

法務大臣官房長 前田 宏君
法務省刑事局長 伊藤 榮樹君
公安調査庁次長 鎌田 好夫君

事務局側

常任委員会専門員 奥村 俊光君

説明員

運輸省航空局監理部長 永井 浩君

本日の會議に付した案件

○連合審査会に関する件

○人質による強要行為等の処罰に関する法律案

(内閣提出、衆議院送付)
○逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中尾辰義君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

連合審査会に関する件についてお諮りいたします。

新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法案について、運輸委員会に対し連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(中尾辰義君) 人質による強要行為等の処罰に関する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○寺田熊雄君 前回の当委員会の審査におきまして、

「委員長退席、理事八木一郎君着席」

刑事局長に対して本法第一条の「凶器」の概念についていろいろとお尋ねをしたわけであります。

その際の局長の御答弁を伺いますと、本法に言う凶器の中にはいわゆる性質上の凶器が含まれることはもとより当然ではあるけれども、さらに用法上の凶器もときとして含まれる場合がないではない、たとえばその物が存在するだけで直ちに凶器になるわけではないけれども、人の殺傷に使用される意図が明らかに外部的に覚知される、そして

性態上直ちに危険に照らし、人の視「社会通念を感ぜしめる」ような状態になったときに初めて凶器性を帯びるものではあるけれども、しかしそのような場合もないとは言えないので、用法上の凶器を排除するものではないという趣旨の趣旨のものがあつたように記憶しております。

ところが、刑法の二百八条、枝番号はちよつと忘れたけれども、刑法の中に凶器準備集合罪を挿入した際に、参議院の法務委員会におきまして亀田得治委員の質問に対して時の竹内刑事局長は、用法上の凶器の中でとりわけ労働運動に利用されるおそれがあると考えられるプラカード、それから旗であるとか、そういうものはこの「凶器」の中には入らないという答弁をしておるわけでありました。その答弁が結局現在の時点では訂正された、こういう結果になるわけですか。その点、局長、どうして訂正せざるを得なかったのか、そういう点をちよつと御説明いただきたい。

○政府委員(伊藤榮樹君) 御指摘のように、凶器準備集合罪、刑法第二百八条ノ二を新設いたしました際に、参議院の法務委員会におきまして当時の竹内刑事局長が、凶器という概念の中には性質上の凶器のみならず用法上の凶器も含むという前提を置きながら、具体的な事例をいたしましてプラカード、旗、おぼろなど、それが通常の形態のものである限り凶器に当たらないというふうに御答弁申し上げておることはそのとおりでございます。

ところで、考えてみますと、竹内元局長が御答弁申し上げました時点は昭和三十三年という時点でございますが、当時用いられておりました、通常の整然としたデモで掲げられたりしてございましたベニヤ板に細い支柱をつけたにすぎないようなものを念頭に置いてこのような答弁を行ったものと思われるのでございますが、その後昭和四十年代に入りましてから過激派学生を中心としまして、太い角材にプラカードの板を打ちつけたもの、あるいは角材にくぎを打ち込んだようなもの、こういうものを使用するような状況が出てまいりまして、これが現実には人を殺傷する道具として用いられるというような事象が生じてきたというようなことから、裁判所の判断におきまして、そのような場合には用法上の凶器と見ざるを得ないという判断が逐次示されてまいったわけでございます。

さような観点から申しまして、結論的に言いますと、昭和三十三年当時のプラカードの柄と、今日の時点におきます過激派学生を中心として用いられますプラカードの柄とはやはり質的に異なるものになってきたと、こういうふうに見ざるを得ない。そういう社会現象の上に立ちまして、今日の時点で同じような御質問に対してお答えするにいたしますと、プラカードの柄というふうなものでありまして、場合によっては用法上の凶器に当たるといふふうなお答えをせざるを得ない状況になっておると思うのでございます。

その点に關しまして若干御参考までに蛇足を加えますと、プラカードの問題につきまして、プラカードないしはその柄に当たるといふ角材、これの用法上の凶器性について示した代表的な裁判例をいたしまして、二つだけ簡単に御説明申し上げますが、昭和四十五年十二月三日に最高裁第一小法廷で決定のございました、いわゆる清水谷事件と称します凶器準備集合罪の事件で、長さ一メートル前後の角棒というもののにつきまして用法上の凶器性を積極的に解しておりますが、その判示をよく見ますと、当該「角棒は、その本来の性質上人を殺傷するために作られたものではないが、用法によつては人の生命、身体または財産に害を加えるに足る器物であり、」とした上で、その後で「かつ、二人以上の者が他人の生命、身体または財産に害を加える目的をもって

(理事八木一郎君退席、委員長着席)

これを準備して集合するにおいては、社会通念上人をして危険感を抱かせるに足りるものであるから、凶器に該当するということで、凶器の所持の態様によりまして用法上の凶器性が認められる場合があることを指摘しておるわけでござい

それからもう一つ、世間で飯田橋事件と言われている事件、この第一審判決、これはおおよそ最高裁の判決によって支持されておるやに見受けられる判決でございますが、これにおきましても、過激派の学生ががんにような角材の柄つきブラカードで警察部隊になぐりかかったのにつきまして、用法上の凶器性を認定するに当たりまして、ブラカードを担いでずつと行進をしてきたのだけれども、そのうち一部の学生が警察部隊に本件角材の柄つきブラカードでなぐりかかった段階においては、「客観的状況からして右物件はブラカードとして使用されるのではなく、闘争の際に使用される意図が明らかに外部的に認知され、社会通念に照らし人の視覚上直ちに危険性を感じしめる状態になったもの」と思料され、右段階において本件物件は凶器性を帯有するにいたったものといわなければならない。、こういうふうに判示しておるわけでございまして、以上申し上げましたことを端的にまとめますと、その後のブラカードの柄というものの素材の変化、それと現実これを用いて人を殺傷する行動がとられるようになったこと。その殺傷をするものと認められるような状態になった場合には、もはやそのようなブラカードは用法上の凶器と言わざるを得ない、と、こういうことになってきておるわけでございまして、そのような点から、元刑事局長竹内壽平氏の御答弁をその範囲で御訂正申し上げなければならぬと、こういうふうに思うわけでござい

○寺田熊雄君 そうすると、局長の御答弁は、この最高裁判所昭和四十五年十二月三日第一小法廷の決定、いわゆる清水谷事件の最高裁の決定の要旨第一とある「原判示長さ一メートル前後の角棒

は、その本来の性質上人を殺傷するために作られたものではないが、用法によつては人の生命、身体または財産に害を加えるに足りる器物であり、かつ、二人以上の者が他人の生命、身体または財産に害を加える目的をもつてこれを準備して集合するにおいては、社会通念上人をして危険感を抱かせるに足りるものであるから、刑法二〇八条の二にいう「凶器」に該当するものと解すべきである。」、この判示と、それから東京高裁並びに最高裁によって支持されたいわゆる飯田橋事件の判決、その中で判示されているいわゆる用法上の凶器、この場合ではブラカードであるけれども、それは「一見してブラカードとしての機能を有することは否定し難い」と。したがって、そのまゝの状態であればそれは凶器ではないけれども、というのには、「人を殺傷する能力を備えていても、社会通念に照らし、人の視覚上直ちに危険性を感じしめるもの」とは未だいえず、これを直ちに凶器とみなすことはできない。と。しかし、「客観的状況からして右物件はブラカードとして使用されるのではなく、闘争の際に使用される意図が明らかに外部的に認知され、社会通念に照らし人の視覚上直ちに危険性を感じしめる状態に至った」と、その段階においては「凶器性を帯有するにいたったもの」といなければならない。、こういう東京地裁、これは一昨日この委員会に最高裁長官の代理として出頭した牧事務総長が裁判長をしておったのだけれども、そのときの判旨、そういうものを踏まえてそして答弁を変更すると、こういうふうにおっしゃるわけですね。

○政府委員(伊藤榮樹君) そのとおりでございす。基本的には大正十四年五月二十六日の大審院判例以来、裁判例が堅持しております用法上のいわゆる凶器であつて、社会の通念に照らし、人の視覚上直ちに危険の感を抱かしむるに足るもの、こういうものを凶器というのだという基本的な立場をとりつつ、その時代における社会現象を見ながら用法上の凶器というものを考えてまいりますときに、竹内元局長が御答弁申し上げた内容

は、言葉そのものをとらえますと訂正をしなければならぬと、こういうふうな思っております。○寺田熊雄君 この点は、余りが細かくせんざくし過ぎるというような感じを抱かれるかもしれないのですが、これは非常にそのことを危惧する法曹がかなりおるわけですね。それで私もできるだけこの「凶器」の概念を当委員会が明確にしただけと考えたわけですね。大臣は前回の御答弁で、この法律が労働運動に乱用されるということとはま

は、言葉そのものをとらえますと訂正をしなければならぬと、こういうふうな思っております。○寺田熊雄君 この点は、余りが細かくせんざくし過ぎるというような感じを抱かれるかもしれないのですが、これは非常にそのことを危惧する法曹がかなりおるわけですね。それで私もできるだけこの「凶器」の概念を当委員会が明確にしただけと考えたわけですね。大臣は前回の御答弁で、この法律が労働運動に乱用されるということとはま

は、言葉そのものをとらえますと訂正をしなければならぬと、こういうふうな思っております。○寺田熊雄君 この点は、余りが細かくせんざくし過ぎるというような感じを抱かれるかもしれないのですが、これは非常にそのことを危惧する法曹がかなりおるわけですね。それで私もできるだけこの「凶器」の概念を当委員会が明確にしただけと考えたわけですね。大臣は前回の御答弁で、この法律が労働運動に乱用されるということとはま

は、言葉そのものをとらえますと訂正をしなければならぬと、こういうふうな思っております。○寺田熊雄君 この点は、余りが細かくせんざくし過ぎるというような感じを抱かれるかもしれないのですが、これは非常にそのことを危惧する法曹がかなりおるわけですね。それで私もできるだけこの「凶器」の概念を当委員会が明確にしただけと考えたわけですね。大臣は前回の御答弁で、この法律が労働運動に乱用されるということとはま

労働運動でたまたま労働組合の勢いがすぎまじいために工場側の者が興へ隠れて出てこない、それがたまたま一昼夜にわたつたというようにことが想定されても、本法をそういう場合に適用する余地は全くない、と、こう考えてよろしいですね。○政府委員(伊藤榮樹君) 仰せのとおりでございまして、清水谷公園につきましても最高裁判例も「目的」というような表現をとつておりますけれども、先ほど申し上げました大正十四年以来的判例の積み重ねを基本として見ますときには、その状態が、そういう二人以上の者が人を殺傷する目的で集合しておるといふ状態がこの社会通念に照らし、通常人の視覚上危険感を抱かせるといふことが用法上の凶器性を帯びる必須の要件でございすから、ただいま御指摘のような場合には、万々御提案申し上げております第一条に該当するということはないと信じております。

○寺田熊雄君 なお、ステッキ、なわ、手ぬぐいなどは社会通念上直ちに危険感を抱かせないということから、これはいかなる場合にも凶器の概念の中に入らないのでしようね、いかがでしょう。○政府委員(伊藤榮樹君) ただいま御指摘のステッキ、なわ、手ぬぐいのごときは、社会通念に照らしまして、通常人の視覚上縦から見ても横から見ても危険感を抱かせないという性質のものではないので、いかなる場合でも用法上の凶器とは、この本条にいう「凶器」とは言えないと思ひます。これは判例通説も一致しておるところではないかと思ひます。

○寺田熊雄君 それから、前回私が爆発物についてたしかお尋ねしたと思いますが、手りゅう弾、火炎びん、ラムネ弾などは凶器に入りますけれども、火薬それ自体、あるいは爆薬それ自体は、つまり器物性が無いということ、これは凶器には入らないのじゃないかと思ひますが、この点いかがでしょう。○政府委員(伊藤榮樹君) ただいま御指摘になりましたような物件あるいはさらには劇物、毒物というふうなものについて、一部の学説で凶器に含

めてもいいのではないかと説もあることは承知いたしておりますが、御指摘のように器物性がございせんから、私どもとしては凶器性がないと、こういうふうに考えております。

○寺田熊雄君 それから、いま大田局長の御答弁で私の理解というものはいたわねえんですが、人をして義務のない行為を行わせるといふことの中には、労働組合が使用者に対して団体交渉の要求をする、それからこれは労働組合法の第七條第二号で、労働組合の権利であり、使用者が当然それを受け入れるべき筋合いのものでありますから、たとえ争議中といえども、これは労働法二條後段の規定によつて、やはり団交を拒否し得ないものである。ところが、しばしば経営者の中で、労働法の理解のない人々は、ストライキをするような組合とは団体交渉ができるかというやうなことで団交を拒否する。それからまた第六條の受任者による団交要求の場合に、たとえばまだ未成熟の組合で使用者に一喝されまうとなかなか思つたことが言えないというやうな場合には親組合に団体交渉を委任する。あるいは総評の事務局長に団体交渉を委任する。そこで親組合の書記長なり、その地評の事務局長などが参りますと、第三者には団体交渉なんかとても応じられないと言つて断わる場合があります。これは労働法規の無理解によるものでありますけれども、そういう場合に団体交渉を要求するといふことは、義務のない行為を行わせようとして要求したのではない、このことははっきり言えると思ひますが、この点も確認しておきたいと思ひます。

○政府委員(伊藤榮樹君) 御指摘になりますように労働組合法によりまして当該組合から団体交渉に関する委任を受けました者、これも労働法七條二号に言ひます労働者の代表者というふうに解するのが通説でございまして、したがひまして、ただいま御指摘になりましたやうな状態において正當な団体交渉の要求をいたしますのに対しして、会社側がなかなか応じない、そういうやうな場合におきまして生じますやうな出来事、御指摘

のやうな出来事は、当然義務なきことを行わしめるといふことにはならないと思ひます。

○寺田熊雄君 それから「人質」の概念について、前回局長がいろいろとこれを御説明になりましたけれども、その中に、第三者の憂慮に乘じたけれども、この第三者の憂慮といふものが突拍子なものであつてはいけな、仮にそれが事実、憂慮して要求に応じたといふやうなことがありましても、健全な社会通念に照らすと、憂慮するといふやうなことが非常識であると思はれる場合には、それは本法の適用はない。つまり、その憂慮といふものは、やはり合理的なものでなくては行けない。何人が考えても憂慮するのは当然であると考えられる客観性を持たなければいけないと思つておるのでありますが、それはいかがでしよう。

○政府委員(伊藤榮樹君) この第一條の「人質に行為を第一條は規定してあるわけでございます。したがひまして、犯人において第三者の憂慮に乘じて義務なきことを行わしめてやろうといふやうな場合がこの構成要件にあてはまるわけでございますから、構成要件の解釈自体としては、犯人が、この第三者は憂慮するであらうと思つて要求をするといふことで犯罪は成立すると言わざるを得ないと思ひます。したがひまして、その犯人がたとへば思慮浅薄で、全く当該人質を意に介しないやうな人を第三者といひまして要求をしない場合でも本罪は成立すると言わざるを得ないと思ひます。しかしながら、犯罪現象の実態といひまして、およそ人質をとつて要求をするといふやうな場合に、全く当該人質の生命、身体などを意に介しないやうなものに対して要求するといふことは観念的にはあり得ても現実の問題としてはちよつと起り得ない事柄ではないか。したがひまして、実際の犯罪現象のあらわれを客観的に見ますと、ただいま御指摘のやうに常に憂慮する第三者に対して要求が向けられる、こういうこと

にはならうかと思ひます。ただ、純粹な構成要件の解釈といたしましては、先ほど私が申し上げましたやうな考え方をとるのが相当ではないかと思つております。

○寺田熊雄君 まあ、余り具体的な事例といふのがいふまけには思ひ浮かばないのだけれども、たとえば他人の子供を自分の支配下に置いたといふことはあつたとしても、それが女性であつて非常にその子を愛しておつて、それからまた何人からその状態が望見し得るやうな状態で支配下に置いておくと、で、見た場合に、その子供が恐ろしいやうな状態が見えない、客観的にね。そういうやうな場合、どうも危害を加えるといふやうなことは考えられないのだけれども、非常にしかし神経質なお母さんがこつちの方に、片方にあつて、あるいはお父さんがあつて、そしてその要求に応じたりします。まあ、そんなに心配は要らないじやないかと、第三者から見ればそういうふうに思はれるといふやうな場合、どうでしよう。

○政府委員(伊藤榮樹君) 確かに第一條の構成要件を多少外れまして考えまして、犯人が人質にとつたやうな形の子供を、頭をなげながらにこにこしておるといふやうな状態を考えれば、観念的には御指摘のやうな問題点が生ずるかと思ひますが、本条で規定してありますのは、二人以上の者が凶器を示して逮捕、監禁するといふところから始まるわけでございます。そういう状態に人質が置かれておる場合には、およそ人間的な感情を持つておる者ならば、だれしもやうな憂慮にたえないのではないかと、こういうふうに思ひます。したがひまして、確かに御指摘のやうに、全く観念的に考えますといふいろいろなことが考えられるかと思ひますが、この構成要件全体を充足していくやうな事犯においてはちよつと私も適切な例を考えつかないのでございます。

○寺田熊雄君 終わります。

○宮崎正義君 まず私は、本法案によりまして人質による強要行為等の処罰に関する法律案の提案理由の説明の中から質問に入りたいと思ひますが、

提案理由の説明の二枚目のおしまひの方に「この種事犯の再発防止のための抜本的対策の一環として法改正を要する対策のうち、早急に取りまとめる可能なものについてなされたものでありまして、」こうありまして、このくだりまでは、私はその前文からも、その前の方にあります「かねてから各般にわたる防止対策を強力に推進して参つたのでありますが、先般のダッカ事件を契機として」云々といふことが後に続いてありますが、この種の事犯といふことについての抜本的対策の一環といふこと、これについての立法措置といふものは、四十五年の「よど号」の事件をきっかけにして、私が申し上げることもなく、航空機強取法が制定され、四十八年のリビア、ベンガジの空港における日航機の爆破事件をきっかけとして今度は航空危険法が制定されたほか、ハイジャッキングに関する国際条約であるいわゆる東京条約、そしてまたヘグ条約、四十六年の十月十一日に条約第十九号によつて行われた。それからさらに、モントリオール条約等でこれら以外の立法処置としていろいろなものを一環としての一環といふことだと私は解するわけですが、そういうふうに解してよろしうございませうか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 提案理由説明の一枚目の真ん中辺からの記述について御指摘でございますが、まず、「もとより、政府としては、かかる事態を前にして、かねてから各般にわたる防止対策を強力に推進してまいつたのであります」と、こゝまでのところはただいま御指摘いただきましたやうに「よど号」事件でございまして、か、日航ジャンボ機ハイジャック事件等にかんがみまして法律を制定したり、あるいは条約の加盟を促進いたしましたしたり、その他当時定められましたハ イジャック防止対策要綱がございまして、これに所持品検査の強化等も含めましていろいろ書いてあつたわけでございます。しかしながら、昨年ダッカ・ハイジャック事件が起きてみますと、その当時立てました防止対策要綱が必ずしも万全に実施されてないことを政府として反省し、かつ新

たな対応を迫られたわけでございます。そこから後のことがたまたま読み上げました次の「先般のダッカ事件を契機として、更に一層有効な取り締りを実施する観点から、云々と、こういうところになってきたわけでございます。したがって、ダッカ事件を契機といたしまして再発防止のための抜本的対策を政府として講ずることになったわけでございまして、それが御承知の昨年十一月八日の「ハイジャック等防止対策について」というものでございまして、ハイジャック等非人道的暴力防止対策本部において決定を見た諸施策でございまして、「日本赤軍対策」でございまして、「国際協力」でございましてとか「安全検査等の徹底」、「出入国規制等」、「国民に対する理解と協力の要請」、「在外公館等の警備の強化等」、さらに「法律改正」と、こういうような事項を総合推進することが抜本的対策であると、こういうふうになされたわけでございまして、その抜本的対策の一環として航空機強取等の処罰に関する法律などの改正が立案され、第八十二回国会において御可決をいただいたわけでございまして、そういう経過を踏まえて、さらになすべきことにつきまして検討の結果提案いたしましたのがたまたま御審議いただいております法案でございまして、かような趣旨でございまして。

○宮崎正義君 そうしますと、この字句にとらわれるわけじゃございませんけれども、「抜本的対策の一環として」ということで、「抜本策源」とかいう言葉がありまして、「根本の原因を抜取って本源の弊害をふさぐ」ということが言われておりますし、また原因になるものを徹底的に取り除くというふうに、抜本というふうに広辞苑だとか辭苑あたりで引いてみますとなっているわけですが、そうしますと今度のこの人質による強要行為の処罰に関する法律というものが先に抜本的な対策をやったのだと。さらにこの次も抜本的対策になるのかどうか。その抜本的対策というのは何回も繰り返していかれるのかということ、なぜそんなことを言いますかというところ、

衆議院の法務委員会におけるわが党の飯田委員、長谷雄委員が質問をいたしております。先ほど寺田委員の質問もありました凶器の問題等のことに相当時間をかけての論議が重ねられております。それから長谷雄委員は、一人ではどうかというふうなことで論議を進められております。その中で刑事局長の御答弁があります。そのほかの委員の方にもあるように思えるわけですが、しばしばこういうふうな結んでおられるわけですが、「刑法全面改正の際に一般の人質強要罪でそれをすくい上げるといふ方途をとりたい、こう思っているわけでございます」と、こういうふうな結んでおられる。これは四月七日の飯田委員の発言に対する御回答なんです。

それから四月十一日には長谷雄委員にはまたこういうふうにおっしゃっています。「そういう問題につきましても、将来刑法全面改正の一環として十分検討してまいりたい、こういうふうな思っているわけでありまして」と、こうなっているわけでございます。そうしますと、結論には本法の刑法というものの、これの全面改正をすることが本当の意味の抜本的改正というふうな意味になるのか、またこの一環、一環、一環で、「一環」という言葉を使いながら改正を次へ次へといういろいろな事案が出てくるたびに「一環、一環」というような言葉をもつて変えていくというところ、短い刑法という言葉の中の本法を改正しなければならぬんだという結論なのか、その辺を伺っておきたいと思っております。

○政府委員(伊藤義樹君) 提案理由の御説明の中に出てまいります「抜本的対策」と申しますのは、現在の時点で考えました場合に昭和五十二年十一月八日にハイジャック等非人道的暴力防止対策本部が発表した「ハイジャック等防止対策について」というものでございまして、その中に「航空機以外の場における人質強要罪の新設」というようなことも盛り込まれて、全部で七本の柱を立てていろいろな施策を書いておるわけでございまして、これらを総合的に実施

し、推進し、絶えずこの実施について検証をして確認をしていくというふうなことが抜本的対策であるとしておるわけでございまして、その一環というところで一部八十二国会で法改正が実現し、八十二国会に間に合わなかったものにつきましてたまたま御提案申し上げて御審議をいただいております。こういう意味において「抜本的対策の一環」とあると、こういうふうな申し上げておるわけでございます。したがって、この「抜本的対策」と申しますのはハイジャック等非人道的暴力行為、こういうものを防遏するための抜本的対策という意味でございまして。

一方、それでは場面を変えまして、人質をとって第三者等に強要行為をする、こういう行為について抜本的に、それこそ抜本的に考えていく必要はないかと、そういう場面を考えますと、ごらんいただきますように、この法案の第一条は「二人以上共同し」「凶器を示し」というような限定をつけておるわけでございまして、こういうことをねらっておるわけでございまして、細かく考えてみますと、「二人以上共同し」とあるのは「凶器を示し」という要件を伴わないような人質強要行為もやはり独立した構成要件をつくりまして処罰する必要があるのではないかと、こういうふうに思われるわけでございます。この点につきましては改正刑法草案ですでに一部提案がされておるわけでござい

ます。さような点につきましては、過激派対策という場面を離れて刑罰法令全体の整合性を考えながら、刑罰法規を整備すると、こういう観点からなお研究、検討していかねばならない問題だと思っております。したがって、衆議院の委員会でも御答弁申し上げましたように、今回はハイジャック等非人道的暴力行為の対策としての一環として、この第一条以下の本法案を御提案申し上げておるわけでございまして、ハイジャック等非人道的暴力行為対策の場を離れた頭で考えますと、将来刑法の全面改正の時期までにこの人質強要罪の対応する場面が本法案だけでいいの

かどうか。これを十分検討して不備のないものにしていく必要があるかと、こういうふうに思っておるわけでございまして。

○宮崎正義君 その時点ですでに懸念はございながら、法律を次から次へとそのときのいろいろな情勢によって、動向によって変えられていくということ、本法で一番基本法である刑法そのものの全体の中からなめて取り上げていく問題の中から、恐らくこの法律もお考えになって法案を出されたらうと私は思うわけですが、いずれにしましてもその後にはどういたされたいと思っております。その後の世論の動向、関係機関の防止対策の推進等諸般の状況を踏まえて引き続き検討を行つた結果、今度のこの法案というものを出したというふうな意味に私は解しておりますが、それでよろしゅうございませうか。

○政府委員(伊藤義樹君) 先ほど来御説明申し上げております「ハイジャック等防止対策について」の第七の法律改正の部分におきまして、「航空機以外の場における人質強要罪の新設」というのがございまして、これはその前の柱を見ますと、「今後次の事項について検討する。」と、こうなっております。すなわち「航空機以外の場における人質強要罪の新設」につきまして検討の結果、その検討の仕方といたしましては、「その後世論の動向、関係機関の防止対策の推進等諸般の状況を踏まえて引き続き検討を行つた」と、こういう結果、やはり防止対策の一環として「航空機以外の場における人質強要罪の新設」等が必要であると、こういう結論に達して本法案になった次第でございまして。

○宮崎正義君 わかりました。そして、先ほど刑事局長ずつとおっしゃっておられます五十二年十一月八日のハイジャック等非人道的暴力防止対策本部の防止対策についての七から七までであるという説明も伺いました。その七のところに、やはり局長も説明をなさっておられましたけれども、対策本部が基本方針というものを、抜本的対策に対する考え方というものをこの

か、抜本的対策に対する考え方というものをこの

時点できちんとめられて、そして第七の法律改正の中に1、2とあります。2項のところの、「今後次の事項について検討する」という、そこで一つは「刑事訴訟の迅速化を図るための刑事訴訟法の一部改正」、これは衆議院でいま議論を進められております刑事事件の公判の開始についての暫定的特例を定める法律案と私は思うわけです。それから二番目の「航空機強取者の人質強要行為に關し死刑をもつて臨む場合を設けること。」それから三番目が、「航空機以外の場における人質強要罪の新設」というふうに重要課題としての対策案として三つを掲げられておりまして、そして、しかもこの中の第二条ですか、二条を取り入れられていてということ等につきまして、二条を取り入れていくためには、以前の法律によつて航空機強取者対策云々というところの問題の中にあるのを、なぜ今回の中に人質というものは先に入れたかったのか、こういうふうにするわけですが、したがってほかの法律から持ってきて第二条を設定しているという考え方、この考え方がどういうわけを取り入れられたのか、その間の経緯といひますか、お考えを伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(伊藤榮樹君) 御質問からやや斜めにそれる部分があるかと存じますが、ただいまお挙げになりました「今後次の事項について検討する。」とされました三つの事項のうち、最初の「刑事訴訟の迅速化を図るための刑事訴訟法の一部改正」、これは先ほど御指摘いただきましたように、暫定的特例法の形で現在衆議院で御審議を願つておるわけでございます。

それから二番目の「航空機強取者の人質強要行為に關し死刑をもつて臨む場合を設けること。」これはこの事項について慎重に検討いたしました結果、このテーマからやや斜めにそれておるかもしれないけれども、ただいま御審議いただいております法案の第三条といたしまして、人質強要行為を犯した者が人質を殺した場合に「死刑又は無期」に処するという形で取り込んでおるわけでございます。

第三の問題につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。

ところで、そういう観点から、今後の検討事項とされましたものの第二点、第三点を立法化したというところで検討の結果、本法案をまとめたわけでございますが、その際本法案の第二条となっております部分は、御指摘を待つまでもなく、第八十二回国会におきまして航空機強取等処罰法の第一条の第二項として新設をさせていただきます。案の方へ取り込んだかという点について御説明申し上げますと、前回の航空機強取法の改正の際には、とりあえず間に合つたものから御提案申し上げるという政府の方針でその部分だけの改正をいたすことになつたわけでございます。そうして、航空機強取犯人が人質をとつて強要行為をしたという構成要件でございますので、既存の法律の中の一審その時点としてはあまりやういところは航空機強取等処罰法であるという観点から航空機強取法の方にいれさせていたわけでございます。

ところで、今回ごらんのような人質強要行為に關します法律を単独立法としてつくることにいたしました、さて八十二国会で新設させていただきますハイジャック人質強要罪、これをどういふうに扱つたらいいかということを検討いたしましたわけでございますが、航空機強取等処罰法と申しますのは、ごらんいただきますとおわかりいただけますように、刑法で言いますと強盗罪の特別類型をもつと規定しておつたわけでございます。

ところで人質強要行為と申しますのは、刑法の立場でいいますと強要罪の特別類型になるわけでございます。そういうふうにして考えますと、航空機強取法の方は強盗罪の特別類型を一まとめにして規定する。それから人質強要行為を処罰法の方には強要罪の特別類型を一まとめにして規定する。そういたしますことが法律的な性格も一貫いたしますし、また一般の方がごらんいただく場合にもごらんになりやすいのではないかと、こういう

観点から、せっかく八十二回国会で新設していただきました航空機強取等処罰法の一部二項を本法案の二条としてそっくり取り込むと、こういうことをのたしたわけでございます。

○宮崎正義君 このような特例規定というものが設けられてくるわけでありまして、私はどうもよくわかりませんけれども、本法があつて、その本法をそのままにしておいて、長い間そのままに草案等で考えられてきておりますけれども、その特例規定、特例規定というふうになつていくということ自体、法務省みずから法の秩序を乱しているように思ふわけですが、そういうふうな場当たり場的——場当たりの言つちや申しわけありませんけれども、そういうふうな思ふわけでありまして、計画性が余りにもないように思ひますし、そういう結果、総合性のない法体系というものがつくられていくのじやなからうか、こう思うがゆゑに申し上げておるわけですが、この点どういふふうにお考えでございますか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 確かに御指摘はごもっともな点が多いわけでございます。やはり国民にとつて一番わかりやすいという立場をとりますと、一つの刑法典におよそ自然的な刑罰規定は全部網羅されておる、国民としてはそれを見ればすべてがわかる、こういうことにはいたすのがよろしいのではないかと思ひます。しかしながら、近時特別な単独立法によりまして刑罰法規、本来刑法典の中に規定をしましてもちつともおかしくないようなものをこういう形で御提案させていただく機会が多いわけですが、これは刑法の全面改正作業が進展しております段階で、たとえばこの人質強要行為の処罰に關する諸規定を既存の刑法典のどこへ置いたらいいの、現在の刑法典は御承知のように、国家に対する罪あるいは社会に対する罪、個人に対する罪というようない並べ方をしておりますが、時代の変遷に伴ひまして、たとえばこの人質強要行為につきましても、国が被害者になる場合もございますし、それから個人が被害者になる場合もございますが、第三者

になる場合もある、そういうことになりますと、いわゆる害される被害法益が国家の關係なのか、個人の關係なのか社会の關係なのかわからない社会現象に伴う刑罰法規をつくらざるを得ないというところになつておるわけでございます。もう一つ例を申し上げれば、いわゆる公害犯罪処罰法などもそれでございます。これらにつきましては、一応われわれの及ぶ限りの完璧な刑法典をなるべく早くつくつて、これで全部網羅統合いたしまして、一般の国民の方に理解しやすい形になるべく早くいたしたいと思つておりますけれども、ただいま御説明申し上げましたような明治年間でございます現行刑法典のどこへはめ込むべきかというような問題、それから現行刑法典にございす諸規定との關係上、現行刑法の關係規定をいじらなければならぬのではないかと、確かに言葉のとおりの意味においては場当たり的なお感じをお持ちになるような単独立法が続いておるわけでございます。この点は私もいたしまして、なるべく早く刑法全面改正の実現を目指しまして、その中で取り込むべきものは取り込み、その際整理すべきものは整理をいたして、わかりやすいものにしたと、かように思つておる次第でございます。

○宮崎正義君 本法案の第四条ですね、これなんかも刑法第二条の点にあるわけですが、いまお話しのごさした面からも考えられなければならぬ諸問題が伏在されているのじやなからうかと思ふわけでありまして、さらに先ほど、話は違つてきますけれども、寺田委員から、爆薬物だとか劇物、毒物に關するものが凶器でないといふ、これは小ぢやなライターの中に仕込んでいても、どんなふうなことででもできるという時代、時勢がいまきておるわけでありまして、こういったようなことを考えていきますと、果たして凶器でないといふことがいいのかどうなのかというような面からいいますと、危険物取扱法という法律の全面改正だとか、そういったようなものを

含めていきながら考えていきますと、今時点におけるところの法律というものの見直しというものを全体的に考えていかなければならない、こういうふうには思っております。

そこでどういふのですが、もう一度その御回答を願ひながら、大臣にもお考えのことを伺つておきたいと思つております。

○政府委員(伊藤榮樹君) 確かにおっしゃいますとおりでございます。たとえば太政官布告でございます。爆発物取締罰則、こういうものでいま爆発物の取り締まりをやつておると、それからまた火災びんにつきましては単独立法がある。しかしながら、最近出しておりますたとえばプラスチック爆弾でございますとかいろいろなものが出てきておるわけでありまして、また、たとえば最近核爆弾だつて素人でもつくられるというふうなことも言われておる。そういう十年、十五年先を見通したいろいろなことを考えまして、御指摘のような体系的な刑法典をつくるという作業をぜひ推進してまいりたいと思つておるわけでございます。それに関連いたしまして御指摘のように、いろいろな各省所管の法律の間にギャップがないとは言えません。危険物の問題でございますとか、火災の取り扱いでございますとか、いろいろな問題がございます。そういう問題もその作業の過程でそれぞれ関係省庁にアドバイスしながら何とか体系的なまとまったものをつくりたい、こういうふうには考えておる次第でございます。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 法典の構成上の問題等については、ただいま刑事局長から御説明いたしましたような事情でございますが、刑法の全面改正というものを御承知のとおり、もう長い間かかつて検討をいたしておるわけでございます。しかし、これは申し上げるまでもなく、国民に重大な関係のある国家の基礎的法律になつておりますから、いろいろな各方面の意見を聞き、また参酌しながら、可能な限り国民の合意を得るような案をつくりたい、こういうことで努力をいたして、私どもの方としてはできるだけ速やかにという気持ち

ちでやつておりますが、非常に意見の分かれるところもありますし、また国民に理解を得ない法律をつくつてもこれは実行が伴いませんから、ややおくれているというのが現状でございます。

反面、社会現象は次々に変わつていく、犯罪現象も想定もしないような犯罪現象が起る、こういう事態でありますから、できれば一つの法典の中で整合性のある、また国民の側から見ても見やすい、こういう法律をつくるのがこれはベターでありますけれども、実際問題としては社会現象、犯罪現象の特異性に対応できない、これでもまたいけませんから、やはり特別な法律をつくつて、こう言つちや恐縮でございますが、当面の問題と、さしあたりこれに対応する備えだけはしなければならぬ、こういう事態になつておるわけでございます。御注意の点は重々われわれも心に銘記して進みたいと、かように考えておるわけでございます。

○宮崎正義君 私のことを言つて申しわけありませんが、四十一年の予算委員会の際に農業取締法という問題を取り上げまして、当時は農業取締法と書いておりましたのですが、公害のこの字もまだ出てない当時でございます。この農業取締法というものが本場にわずかな個条書きしかなかったのが、現在の農業取締法という長い条文が一ぱいできておりますが、やはり見直すときには見直していつて、一つの体系立つた法律の改正というのにと取組んでいかなきゃならないのじゃないかというところもあわせながら要請をいたしたいと思つております。

次に、本法案の題名の中にあります、先ほど刑事局長、「強要行為等の」という「等」ということの説明もございましたけれども、衆議院でも「等」ということにつきましては大分論議をされておるようでございますが、私わかりやすく御説明を願ひたいのは、この法律案の題名の人質による強要行為等の処罰に関する法律というのと、それから「理由」における「最近における人質による強要行為の実情にかんがみ、この種の強要行為

に対する処罰を強化する等の措置を講ずる必要がある。」というところの「等」の使い分けといひますか、違いといひますか、端的にお伺ひをしておきたいのであります。

○政府委員(伊藤榮樹君) まず表題の「等」でございますが、人質による強要行為等の処罰に関する法律の「等」であります。これは、この法律案はごらんのように第一条、第二条で人質による強要罪を規定いたしまして、第三条で人質殺害罪を規定いたしておるわけでございます。したがつて、第一条、第二条は人質による強要行為についての処罰規定でございますが、第三条はその行為と関連をしておりますものの法的評価としては全く別個の人質殺害罪の処罰規定を定めようとする趣旨でございますので、この題名におきまして「等」を入れましたのは、第三条の規定でございます。関係上入れたわけでございます。

それから、「理由」の方の「この種の強要行為に対する処罰を強化する等の措置を講ずる必要がある。」と、こちらの方の「等」につきましては、実は衆議院の委員会に対してはおおむねをしなければならぬ次第があるわけでございますけれども、当初私はこの「理由」の方の「等」と申しますのは第四条の国外犯の処罰規定を指すのであると、こういう御説明をいたしまして、いささかそれにこだわりました。ところが、いささかそれによつて二つ重なる場合には後の方の「等」だけで始末をするという一つの慣例がございまして、正確にいいますと、「実情にかんがみ、この種の強要行為等に対する処罰を強化する等の措置を講ずる必要がある。」というふうにいたしますと表題と整合いたすわけでございますが、前の方を省いておると、こういうことに御理解をいただきたいと思つております。

○宮崎正義君 私もそういうふうに思つておりました。それでいまあえて質問を申し上げたわけですが、いづれにしても私も何と云うのですか、ある人から教わつたことなんです、こ

ういうふうな日本のいまの長つたらしい——長つたらしいと言つちや申しわけありませんが、長い長い題名、本文の題名というものは、アメリカの法律のつくり方を終戦後輸入されたものだ、そしてGHQあたりの占領中にこの指示によつてこんなような法律の長い題名が出されて今日にきておるのだと、同時にその折りに「等」というのを入れる用い方というものが非常に多くなつてきたと、こういうふうな聞いておるわけでありまして、国民から見れば、いまのような「等」の御説明も衆議院の段階で長いあれ読んでいきまして、何の話が何だかというふうな、国民がすらすらとあれを拝読しても相当やっこしいのじゃないかと思ひますし、国民から見れば非常にわかりづらい、判断に困る場合があるように私は思ふわけなんです、この点につきましては、今後「等」ということに対する御研究をしていただくことになりましてどうか伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(伊藤榮樹君) まず最初に、大変恐縮でございますが、私の個人的な感想を述べさせていただきますと、確かに御指摘のように法律の題名が長くなり過ぎております。たとえば占領中にできました法律で俗に独禁法と言われます法律なども、六法全書の索引の「ど」のところを探しても出てこないわけでは、「し」のところを探さないで出てこない。それから、公害罪の法律にいたしまして「こ」のところを探しても出てきませんで、「ひ」のところを探さないで出てこない。「人の健康に係る」と、こういうふうなことになる。そういう意味で、どうも法律の題名が長くなるのは私個人といたしましてはなほだ本意に思つておるわけでございますが、戦後長年にわたつて正確を期するというところに主眼が置かれて、大変長い法律の題名がふえてきておることは事実でございます。その流れに沿つて私どもも政府の一員としてやらせていただいておりますわけでございますが、将来たとえば刑法の全面改正でございますとかいろいろあるわけでは

ございます。そういう場合に、題名だけ長くして国民にわかりにくいというようなことではまことに申しわけないことであらうと、こういうふうな思っておりますので、私も私の立場におきまして、国民にわかりやすい法律題名というものを目指しましてなお努力をしてみたいと思っております。

○宮崎正義君 次に、先ほどのハイジャック等非人道的暴力防止対策本部で考えになつてゐる点、あの七項目の問題につきましてそれぞれお伺いをいたしたいのでございますが、特に時間の関係がございまして、私はさきの八十二国会でいわれる航空機強取法の審議の際に十項目にわたつての附帯決議がございまして、その附帯決議の十項目についての御説明をいただきたが、このハイジャック等非人道的暴力防止対策本部との兼ね合いの考え方、そういうものについてお伺いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(伊藤榮樹君) 法務省の所管に属する事項につきましては十分なお答えができると思ひますが、それ以外の部分につきましては、私ハイジャック等非人道的暴力防止対策本部の幹事として知っております範囲におきましてお答えを申し上げます。

まず附帯決議の一でございますが、これにつきましてはすでに申し上げましたように、十一月八日に「ハイジャック等防止対策について」を取りまとめまして、その後同本部の幹事を恒常的に開きまして、各種の対策の実施及び実施状況の点検を行つたりいたしております。昨年十月以来、対策本部は四回、幹事は十一回開催されて、その都度活発な議論、検討が行われておる次第でございます。

御決議の第二項の趣旨に沿ひます法務省関係の施策は次のとおりでございます。

去る三月三日、日米犯罪人引き渡し条約が調印されました、四月二十一日に、今国会においてその御承認を得たのでございますが、これに伴ひまして犯罪人の引き渡しに関する国内手続につきまして所要の整備を行いますとともに、犯罪人引き

渡しに関する国際協力を一層推進いたしますために、わが国に対して引き渡し条約に基づかないで犯罪人を仮拘禁することの請求がありました場合の手続などに関する規定を新設することを内容としたします逃亡犯罪人引渡法の一部改正案を今国会に提案いたしまして御審議を願つておるわけでございます。近く当委員会でも御審議いただくと思ひますが、これが成立いたしますれば、国際的な相互協力が一層推進されることになると思ひます。

また、本年四月五日から私も法務省刑事局に犯罪人の引き渡しや司法共助、捜査協力など刑事に関する国際協力を推進いたしますために、国際犯罪対策室を設けさせていただきます。また、東京地方検察庁に国際犯罪に関する資料・情報を収集整備いたしますための国際資料課を新設させていただきます。かような組織もござえていただきますので、これによりまして国際的協力体制の整備を図つてまいりたいと思ひしております。

それから第三項の条約関係でございますが、外務省が中心になりまして国連の場で未加盟国に対するハイジャック三條約の加盟の呼びかけを行つておりますが、未加盟国との条約あるいは協定の交渉の際、その他あらゆる機会を利用して加盟を呼びかけていくという努力をしておるところでございます。

それから人質行為防止に関する国際条約の成立を目指しまして格段の努力をすべきであるという仰せの点につきましては、法務省におきましてもこの条約の成立を推進すべきであるという立場から、外務省に協力してその成立に努めておるところでございます。

次に、第四項の逃亡犯罪人引渡条約の拡大の問題でございますが、日米犯罪人引渡条約の関係は、先ほど申し上げましたけれども、その他の諸国とも可能な限りこの種条約を締結することが望ましいと思ひますので、先ほど申し上げました国際犯罪対策室の新設を機会に、さらに人員を加え

まして、現在対象となるべき相手国の法律制度やその運用ぶりなどについて調査中でございます。今後とも外務省と協力いたしまして必要性の高い国から、順次、引き渡し条約を結ぶ方向で努力をしてみたいと思つておるところでございます。

それから第五項の関係でございますが、警察当局からの連絡によりまして、ダッカ・ハイジャック事件の釈放犯につきましては、すでにICPOを通じて手配済みでございますし、また犯人のうち氏名を特定することができましたものにつきましては、逮捕状の発付を得ておるというふうに各般の措置をとつておるようでございます。

それから第六項の司法共助の関係につきましては、先ほど申し上げましたように、国際犯罪対策室を中心に一層努力をしてみたいと思つております。

第七項の機内持ち込み品の制限その他でございますが、これにつきましては、昨年十一月十四日開催されましたICAO、国際民間航空機関の理事会におきまして、わが国が西ドイツとともに手荷物検査の徹底、ダブルチェックの実施、空港警備体制の強化など六項目の決議案を提出いたしました。これが何らの反対なく採決されました。昨午十一月から十二月にかけては運輸省係官などが諸外国に派遣されまして、日航南回り線寄港空港計三十五のうち、空港警備体制に問題があると思われる十七空港を含めまして合計十九空港について実情調査を行つて、外国空港における安全検査の徹底を期しておるようでございます。

なお、ダブルチェックにつきましてはこの調査の結果、必要性があると認められた七空港においてすでに実施をいたしておることとであります。

それから第八項の旅券法の関係でございますが、法務省といたしましては、過激派対策の一環として、旅券法十三条第一項第二号の改正が行われたという趣旨を十分踏まえまして、これ

を真に実効あるものとしたしますために、人権の不当な侵害を防止いたしますために、各検察庁に對しまして刑事局長通達を發し、法改正の趣旨を十分徹底させ、その運用に遺憾なきを期しておるところであります。特に行き過ぎ等のごいませぬように、十分注意をいたしておるところでございます。

第九項、ハイジャック事件以外の犯罪の取り締まりの関係でございますが、暴力団犯罪や内ゲバ事件などの非人道的暴力行為に對しましては、特に厳正な取り締まりを勵行しておるところでございます。まして、単に表面にあらわれた事件の處理に終ることなく、その背後関係についても徹底した捜査を実施いたしますとともに、檢察當局におきましては公判廷で悪性の情狀立証に力を注ぎ、厳正な科刑の實現に努めておるところでございます。

なお、そういった過激派の法廷におけるルールを無視した闘争に對する対応策といたしましては、刑事事件の公判の開始に對する暫定的特例を定める法律案を提出いたしておりますことは、先ほど御指摘のとおりでございます。

最後に、第十項に仰せになりました、これらの措置を實行するに当たりましては、一般國民の基本的人權に不當な制限を与えることのないよう特に留意すべきであると、こういう点につきましては一同十分銘記いたしまして、これらの施策の推進に努力しておるところでございます。

○宮崎正義君 大変御苦勞なされておられますけれども、より積極的にやっていたく以外にないと思ひますので御要請をしておきます。本委員会等で行われましたこの内容につきましては、会合の折にはぜひとも強力な処置を講じていけるように原動力となつて進めていただきたいことも重ねて要望しておきます。

それからハイジャック等非人道的暴力防止対策本部の対策として、第一「日本赤軍対策」というもので、私はきょう警察庁の人によく聞こうと思ひましたけれども、成田空港等の問題でこちらに

出席できないということなんで、これはまた後日にいたしますが、いずれにしても報じられたところによりますと、過激派極左の暴力集団の系統図というふうなものから見ていきますと、五流二十二派が交錯してやっていると見えてくるように、第一によりますと、「日本赤軍に対する情報収集および取締りを強化する。このため早急に所要の専任組織を発足させる」とか、いろいろ手配のあれが出ておりますが、対策の内容が出ておりますが、いずれにしてもきょうはこれは省きまして、附帯決議の七番目の問題について運輸省の人が来ておりますのでお伺いをいたしますが、現在の羽田で行われておりますチェックのやり方で十分かどうか。また、今後こういうふうに考えていきたいということがあれば御説明願いたいと思います。

○説明員(永井浩君) 現在羽田で手荷物の検査あるいは旅客のボディチェックを行っておりますが、チェックそのものは厳重にやっておりますが、ただ施設が非常に狭いために、ラッシュ時には非常に混雑をするということで、安全面を十分に確保いたしますと、どうしても利用者に不便をかける、早目に来てもらうというふうなことになる、将来国際線が成田空港に移りますと、施設的に余裕ができますので、そういった面では利用者に対する不便は緩和されると思っております。安全面においては十分やっておりますのでございます。

○宮崎正義君 私はいまのべつ国内線を利用しているのですが、あるときにはカチンと鳴るしあるときには鳴らない、同じ服装をしていてそういうようなことがもうしょっちゅうございます。それからあのごった返している状況の中で大丈夫なのかどうなのかというところは不安に思っています。ゲートに向かう廊下の狭いところ、もう入港しておられる人、これから出発する者、それが交錯して歩いているわけです。そこへ今度は中を走っているトラックとか乗用車とか人の歩いている

ところを抜けて出ていくわけですから、お客さんが優先なのか車が優先なのかわからないような状態もございまして、また、特に一番心配されるのはあそこ働いている人がどんなふうなチェックをされているのか。航空会社の人もおるでしょう、また工事を請け負っている請負者の方々もおいでになるでしょう。また、おられる人、乗客の客の中にはいろいろな人たちがおいでになる。こういう状態を見ていきまして、事故が起きないのが不思議ぐらいに私は思っておりますが、こういうことについての考え方、チェックだけしたって、チェックした先が問題でありますし、これは大変大きな事件が、それこそ推理小説じゃありませんけれども、衆議院ではわざわざ参考人の方々を呼んでいろいろな事件を想定したお話なんかも伺っているようでありまして、そんな話を伺わなくても羽田のあのごった返している状態というのは御存じでございますか。いかがでございますか、チェックの状態は大丈夫だということにさっきおっしゃいましたけれども。

○説明員(永井浩君) 問題は幾つかあるかと思

一つは、搭乗客がチェックを受けた後の待合室において、逆に飛行機からおりてきた旅客との交流があるのではないかと、こういう御趣旨かと思っておりますが、これにつきましては、国内空港におきましては離島など小型プロペラ機の離着陸する空港を除きましてすべて金属探知機を備え、あるいはガードマンによるチェックを行っておりますので、旅客相互間の交流によるそういった問題は第一次的には起こらないのじゃないかというふうに考えております。

それから、空港の中にはいろいろな人たちが出入りしておりますが、航空会社を初め、いろいろな給油、荷役その他の作業で常時あそこへ勤務しておりますのが一万九千人程度でございます。これはすべて会社を通じて身元をチェックして空港事務所が通行証を発行いたしております。そのほかに貨物等を運んでまいりますトラック等が参

りますが、その都度これは通行証を発行している、こういう状況でございます。ただ非常に広い空港でございますので、そのほかにも万が一ということも考えまして、特に警戒を要するような情報が入ったと、そういったそのほかの場合には航空機の周りにそういった作業の監視をする監視員を配置したり、あるいは夜間の警備を強化する等そういった措置を講じておる次第でございます。

○宮崎正義君 その警備体制ですね。警備体制のことについて詳しく御説明願いたいのですが、とても問題があるように思うのですが、現在の体制でいいのかどうかというように私を私は心配しているのです。全日警備社とかパシフィック警備会社とか、こういうふうな方々がおやりになつていらっしゃるわけですが、ハイジャックの防止チェックについては各航空会社がこういうふうなことを依頼しておやりになつていっていることも知つていらっしゃるわけですが、現在のこの管理というものがどんなふうに進められているのか、そういう点を非常に私心配するので、航空危険法というのがありますけれども、い

つ何と云うかどうなるか入ってくるやらわかりません。成田の方のあれを御案内のように、何でもない民間の農家まで焼き払ってみたり京成電車を焼いてみたり、いろいろな手段が出てくるわけです。いま成田に集中してはいますけれども、羽田が一朝事あったらどういふことになりますかね。ですから警視庁の方と運輸省の方にきょうはこういう問題ですと煮詰めていく予定で資料も整えてきているわけなんですけれども、残念ながらこ

○説明員(永井浩君) 空港全体の管理の責任は羽田空港の場合には国営空港でございますので、空港事務所、その長である空港長が行います。さらに、個々の施設につきましては空港の中に立地しておりますそれぞれの企業が自己の管理する施設を警備しておるわけでございます。そのほかに旅客あるいは手荷物の検査が行われるわけでございますが、空港全体の管理につきましては東京空港事務所に警務課という組織がございまして、これが常時警察当局と協力しながら全体をチェックしておるという現状でございます。

そのほかに各企業の警備体制があるわけでございますが、たとえば旅客が一番使います旅客ターミナル、これは空港ビル株式会社が管理しておる建物でございますが、ここには約百名の保安センター要員というのがございまして、これが特別のプロジェクトチームをつくって常時旅客ターミナルをパトロールしておる、あるいは各種消防器具とかその他の点検を行つておる、こういう実情でございます。そのほか各航空会社も同様な自主警備をやっております。概略そういうことでござい

○宮崎正義君 私、要請しておきますが、空港長等を中心にして——総合の総監督の立場にあるのですから、その空港長を中心にして各関係会社、業者、その方々の綿密な打ち合わせ、これをやらなかつたらえらいことだと思っております。こういう点は、また非常に私の伺っている範囲では、もう再々やっていると聞いておりますし、一朝何かあったら、現在のあの一分間も休みのない発着陸のこのごった返しているその間を縫って貨物車が走る、あるいはバスが走る、まことにちょっとしたでもぶつかり合つたらえらい爆破事故が起きてくると思うのです。まことに恐ろしい状態であるということをお知らせ申し上げて、よほどの綿密な打ち合わせが行われていなかったらえらいことになるという、これを徹底していただきたいことを要請しておきます。

時間が参りましたので、さらに本法案の問題点

につきましているいろいろ伺いをいたしたいと思いますが、ともあれ私は刑法そのものの整合性というものについてお考えを願って、また次に機会があればこの法案の一部分をまたお伺いをするようにして、きょうの質問を終わりたいと思います。

○橋本教君 イタリヤのモロ事件あるいは西ドイツのシュライヤー事件、文字どおり世界を震撼させた凶悪な事件でありまして、こういう事件が起こったことに対してまことに遺憾であると同時に、このような凶悪な事件を起こす極左暴力集団のテロ行為には等しく怒りを持って対処しなければならぬという、そういう決意も一層深いわけでありまして、そういう中でこの法案がきょう審議をされて採択されようとしている。そういう観点から言いますと、私は、凶暴な手段により人質という残忍かつ惨憺な手段で不法な目的を遂げようとするようなことは断じて許さるべきでないし、法の立場からこれを防遏する、禁圧をするというそういう趣旨はこれそれなりに合理性があると見ております。ただ、問題は、衆参両院の審議を通じて多くの委員も指摘しましたように、一たん成立したこの法律が適用の場合に拡張、乱用されて、市民、労働者、農民の権利を不当に侵害するようなことがあってはならないという、この一点に一つの大きな問題が尽きるかと思ひます。かねてから、暴力行為処罰法に関して政府答弁では、小作争議や農民運動に適用しないという答弁がなされているにもかかわらず、まことに一般的に適用される一般法のような形になったという問題が指摘されておるわけですが、この今度の法案について特にそのような心配はないと、こういうように法務省当局としてお考えになっていらっしゃる要点はどこにあるのか、重ねてひとつまず最初にお伺いしたいと思います。

○政府委員(伊藤榮樹君) その点につきましてはすでに他の委員の御質問に対してもお答えしたところでございしますが、およそ労働運動あるいは学生運動、農民運動等におきまして、たとえば労働運動におきまして経営者をいわゆる人質にとつて、これに凶器を示して逮捕、監禁し、そうして人質にとつて何かを要求すると、こういうような概念にはおよそ当てはまるものが考えられないのではないかと。ただ、仮に観念的に考えたとすれば、本当に刃物を突きつけたら、あるいは角材を振り上げて、もう抵抗不能の状態にして監禁をして、そうして第三者に対して何かの要求をしていく。それに応じなければ、いまこの監禁されておる人がどんなことになるかもしれないというようなことでおどし、憂慮させるといふような形しか考えられないわけでありまして、およそ一般の労働運動あるいは農民運動、学生運動等におきましてきょうなことは私どもとしてちよつと想定がしかねるところでございまして、そういう意味でお尋ねのような、これがいわゆる一人歩きをしてその種の正当な運動に適用になるといふことは全くあり得ないというふうに考えておる次第であります。

○橋本教君 私も労働運動なり農民運動あるいは市民運動、学生運動が、いわゆるこの法が処罰しようとしているようなそういう凶悪性、不法な目的を持ったそういう運動ということには本来なじまないものだというふうに考えていますから、いま局長がおっしゃったようにあり得ないことだというふうに期待をしたいわけですが、しかし、私はここで一つ思ひ出す事件が例のボロボロ座事件であります。たとえば、平穩な学生集会、市民の集会、そこにプラカードを持って集まってくる。そこへ警察官憲が私服でもぐり込んでそうして参加者をチェックし、あるいはカメラで顔写真を撮ると、こういう事件が起こったときに、プラカードを持って集まってくる人たちが集まってそうしてその警察官を詰問をする。そしてその場所から一定の建物に連れていって、そこで何のためにそれを行ったかという質問をする。一方、カメラを撮っていた警察官はそこから逃れて警察署へ帰ってくる。その場合に、そのフィルムを抜き取りなさい、こへ持ってきて返しなさいという要求をすると、警

察署に対して。というふうな事件が起こった場合に、この凶器というものが、用法上の凶器という意味で局長が答弁されておりますように、現在、いろいろ社会情勢の変化で用法上の凶器という概念が動いてまいります。そうすると、いま言ったように、本来はプラカードというもので持っているものも、それも凶器だというように見られ得る可能性があるといたしますと、私はこの第一条にいうこれに該当しないという保証はないのじゃないかという心配をするわけです。そういう場合に、一体、法の適用ということで検察庁はどうお考えになるのだろうか、その点はどうか判断されますか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 御指摘の具体的案件は、学園の自治の問題とかいろいろ憲法上の問題がございしますから、それについて端的にお答えするということとは適当でないと思ひます。しかしながら、単に集団の威力によりまして脱出不能にしたというふうなことで当然この法律は働かないわけではございまして、しかし、なおかつ将来あり得るかもしれないそういう抽象的な危惧の念といふものがいささかでもあるということになりますれば大変なことではございしますので、私どもいたしましては、当然、この法律が成立いたしますれば、この行政解釈あるいはここで御説明申し上げます、この行政解釈あるいはこの御説明申し上げます、またその運用に当たって、衆議院におきましても附帯決議をいただいております関係もございします、あるいは当院におきましても附帯決議をいただくことになるかもしれません、それらのことを十分拳々服膺いたしまして、

通達もいたしますし、また近く予定されております検察庁の長官会同等におきまして趣旨の徹底を図つてまいりたいと、かように思っております。

○橋本教君 ぜひそういう趣旨の徹底をお願いしておきたいと思ひます。

私は一つここで構成要件的な問題として考えるのは、いま言った用法上の凶器ということでは考え方が動くということに含まれる危険性というものが

も一つあるのですが、いわゆるこの「凶器を示して」という、この「示して」というところをどう限定するかというわけですね。たとえば、いまお話ししたような事例で、プラカードを持っている、警察官が入ってきたと、さあそれを取り囲んだ、そのときにプラカードを捨てて多量の力で平穩無事に連れていったらいいですが、あわてふためいてみんながプラカードを持って、それでもって取り囲む手段の一助にそれを使ったという場合は、私はこれは、「凶器を示して」という意味における、この法にいう「凶器を示して」というい

わゆる相手の身体、名譽、生命、これに直接的危害を加えるという目的が客観的に看取されるようなそういう意味の示し方ではありませんか、この「示して」という、このところの構成要件でしる方法もあると、私はこう見るのですが、この「示して」というところはどうかお考えでしょうか。

○政府委員(伊藤榮樹君) ただいま御指摘のとおり私ども考えております。性質上の凶器につきましては、たとえばあいくちをちらつかせるとかピストルを見せるといふことでよろしいと思ひますけれども、用法上の凶器は、先ほども寺田委員の御質問に対して私申し上げましたように、最近飯田橋事件の第一審判決等にも示されておりますように、これが凶器として使用されるというふう

に客観的に社会通念上、視覚上認められるというところで初めて用法上の凶器になるわけではございしますので、かつ、その凶器を示したことになるわけではございしますので、御指摘のとおりであると私も思っております。

○橋本教君 そういうことで、一つはまさにこの凶悪性ということに主眼を置いて構成要件の解釈をやつぱり厳密にやるという必要があるというところで、その点はいま局長の御答弁で私も了解ができるわけですが、その次に今度は人質という問題について第三者の憂慮に乗じてということ先ほど御説明になりました。この場合、第三者の憂慮というものが客観的に合理的な憂慮ということとは当然

であるというお話ではありましたが、往々にして私はこの憂慮というのは感情的なものだと、あるいは心情的なものだというのが社会生活上は通念として多いわけですね。だからしたがって、まさに憂慮した側の憂慮の度合いとか、あるいはその場合の心情とかいうことを客観的にどう評価するかという問題について、これも私はなかなかむずかしいと思っておるわけです。たとえば、いわゆる人質とされた者と第三者との関係が、たとえば団体交渉の場合だったら社長と重役といたしまして、そうすると社長であれ重役であれ、これはともに団体交渉に承諾義務であるという責任を負う者同士であります。しかし、主観的に社長の側から言えば、これはもうどういふことになるか私は大変な心配だという憂慮感があるわけですね。だから、こういう第三者の憂慮という問題は、これは主観的心情的なものというのじやなくて、人質とされた者と第三者との関係ですね、この関係がいま私がお話ししたようなそういう相手との対応で何らかの必要の承諾義務があるような場合は、この第三者の憂慮性というものは客観的に非常に私は少なくなってくるという考え方だつてあり得ると思うんですね。だからといって団体交渉で人質行為をすることはもちろん正当じゃありませんよ。正当じゃありませんが、その場合は重い処罰法ではなくて、別の法律を適用するということもあり得るわけです。そのらの差をこの第一条を適用するか、もしくは仮に違法行為だと認定された場合に強要罪もしくは不法監禁罪の適用にとどめるかという区別は一体どこでなさるのでしょう。

○政府委員(伊藤義典君) 団体交渉の場ではいふやうなところになっておるのが重役であり、第三者に当たるのが社長であるという場合のことをお述べになりましたけれども、やはり第一条の構成要件をずっと見てまいりまして、二人以上共同して凶器を示して監禁をしてこれを人質にしてというものに当たるとはとうていどうも考えられないのでございます。それは一つには先ほどお尋ねに

なりました凶器を示しという問題が一つ。それから、人質と申しますからには、これは諸外国の立法例にもございますけれども、人質の生命身体の安全というものを、これをカタにとっておるということでございます。したがって、団体交渉の場で、いまお述べになりました例でまいりますと、重役の生命身体の安全をカタにとるといふようなことは恐らく考えられないのじやないか。もし仮にそんなことであればそれは重く処罰されてもしょうがないのではないかと。しかし、そういうことを一殺してしまつてどうなるかということでございますので、その「人質にして」という概念の基本はその人質の生命身体の安全というものをカタにとるところにあると、その事柄によつても外れるというふうに思っています。

○橋本敦君 だからしたがって、いま局長がおっしゃったような人質としてとられた者の生命身体の安全を著しく害する危険性のある状況をつくり出すということをやれば構成要件の解釈の背景として考えますと、通常の場合はどこかからなるところへ連れて行って、だれが見ても行方不明になっている、救出不可能になっている、そういう客観的な状況があつて、いま局長のおっしゃった生命身体に対する不安感というのが客観的に大さくなるわけですね。だから、そういうような適用ということに局長のお話をうかつとしばつていきますと、私が心配している適用の拡張というやうなことがやっぱ防げていく一つの考え方だと思ふんですね。だから、そういうやうなことで今後の適用については、いまおっしゃった通達その他で厳格におやりいただくということをいま言った例からも強く期待しておきたいと思ひます。

そこで、私が心配するのは、あの成田の事件で管制塔襲撃等凶悪な暴力破壊活動をやつて逮捕された人たちに對して、話し合いの条件として戸村氏の方はまず釈放してもらいたい、これが話し合いの条件だということを言っている。私はそのことで何を心配するかといひますと、あのモロ事件でもレッドブリゲートの連中がいま裁判になつて

いるそれを釈放せよという要求を出している。私はこういうことが繰り返されるようでは、これはいかに法律をつくつても、これはなかなか大変な問題が後に残つていく。たとえばこの法律で人質としてその者を殺害したときは「死刑又は無期」と、こうなるわけですね。その死刑判決ということに仮に裁判所が許したというところで、おやりになつたら、この死刑判決を受けた者を救出するたために新たなテロ行為を彼らは策動しないとも限らない。だから、重罰というものは、いまの国民感情から見ても、たてまえから見ても、これ自体わかるのですけれども、重い刑罰に処するということがテロの凶悪化を一層促進しないという保障が歴史的にも社会的にもないわけですね。私はそういう点を一つは心配するのですが、これについて大臣何かお考えがございましょうか。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 私は法治国家というものは法律に従つて行政、司法を扱うことが、それがすべての国民に適當であるという、妙な言い方でございますけれども、そういう趣旨だと思ひます。成田の事件で話し合いの問題がいまお述べになりましたが、これは檢察官が裁判所が身柄を拘束する必要があるという意味で法律に従つて釈放する場合もあるわけでございます。しかし、話し合いの前提条件として法律に従わないでも、法律の趣旨を逸脱してやるといふ習慣をつけますと、法律というものの意義がなくなつてくる。そういうことを繰り返しますと、まさに暴力によつて社会が支配される、こういう結論になるわけでありまして、これは少なくとも法治国家を考へる以上は断じてあるべからざることであります。

これはどなたがお考えになつてもそうだと私は思つておるわけでございます。モロ事件とかシエライヤー事件とか引用されましたが、すべてこれはそういう観点からなつたことと思ひます。いま重罰の問題にお触れになりましたが、私もには理解できない考え方でやつておる連中でありまして、これはあらゆる施策を総合して、そういう暴

力の支配に屈しないという方法をとる以外にはないのじやないかと思ひます。重罰に処すると、これを救出するためにもつとひどいことをやるかもしれない。これは想定されないというわけにはいきませんから、それにはただ刑罰のみでなく、あらゆる施策を講じて、法律の許す範囲でこれを防遏する、この手段を講ずる以外に方法はない。また、社会全体がそういう法治国家の本義をやはりわきまえて対処する、こういうこと以外にはないのじやないかと、私はさうに考へております。

○橋本敦君 私はいまの大臣の御意見に全く賛成であります。要するに、私は彼ら過激テロ暴力集団というのは、全く間違つた確信犯的な要素を持つてゐるのです、狂信的な。だから、そういう意味ではこの法律ができて、刑法の持つ一般予防的效果ということだけで期待できない連中なんです。だから、それだけにやっぱ社会の世論の厳しい批判と社会的に彼らの行動というものを孤立されてゐるというやうな国民的な運動というものは必要だし、同時にいま大臣がおっしゃつたやうに、この法律をつくると同時に、あらゆる政府の断固たる方策で彼らの野望を鎮圧するという処置と相まつて所期の目的は達せられるだらう、そのことが私はまさにいま要求されているように思ふのです。それでまさにモロ氏は民主主義の犠牲者だといふことで世界じゅうが心から悼んでおりますが、あのような犠牲者を日本で断じて出しちゃならぬ、私もこう思つておりますが、そこで心配するのはいま日本にある過激派集団の動向で、政界あるいは財界、政府関係、要人に對するテロ、こういったことをねらうやうなそういう状況があるのかどうか、こういう問題を察知されておられるかどうか、この点、公安調査庁の方の現在の把握状態、わかつておりましたらお話しただきたいと思ひます。

○政府委員(鎌田好夫君) ただいまの成田問題に絡みまして、過激派諸集団の中には要人テロを含む無差別ゲリラを呼号しております。そういうた

抽象的な意味での情報は入手しておりますけれども、具体的にだれに対して、あるいはいつどういう形でやるかという具体的な情報を入手するまでには至っておりません。

○橋本教君 いまおっしゃった要人テロを含む彼らの策動ということが情報としてあるというのは、具体的に言いますと、彼らの機関紙でどう言っているとか、彼らは記者会見もいろいろやっているけれども、具体的に言えは要人テロというのはどういう派がどういう機会にどういう形で表明しておりますか。

○政府委員(鎌田好夫君) 現時点で余り具体的なことを述べるのは遠慮させていただきたいと考えますが、どのようにしてその情報を入手したかと言われますと、抽象的に申し上げますと、われわれの調査活動によって入手しておるということでございます。

○橋本教君 そこで法務大臣、これは私は法務大臣に御見解をお聞きしたいのですが、あのモロ事件というものはわが国にとっても他人事でないという状況があり得るということですね、そういう情報を入手している。

そこで私はあのような成田事件が起こったときに政府は声明を出されました、そして法と民主主義に対する挑戦として断じて許せないという政府声明を出しになった。今度は政府声明という形がいかにどうか私はよく政治的にわかりませんが、政府の姿勢、要人テロということとを彼らの一部が考えているという情報が公安調査庁に入っていると、こういうことですから、あのモロ事件に対して政府としては他人事でない、わが国自身の民主主義の問題としても断じてああいふことは許してはならぬということと同時に、そういう要人テロを含む彼らの策動が情報としてあるという問題について、政府としては断じてこういうことは許さぬという政府声明という形になりますか、法務大臣談話になりますか、断固として私はこのモロ事件を契機にして彼らのテロ、人質行為、こういうものは断じて許さぬという強い姿勢を法務大

臣談話あるいは政府声明、官房長官談話でもいいですが、いまあのモロ事件に関連して国民が心を痛めているときにお出しになり、そしてこの法案が通過する機会に大臣のおっしゃったそういう諸方策も含めてわが国では断じて許さぬのだ、こういう姿勢を示す一つの機会ではないだろうか、こう私は思っております。大臣のお考えはいかがでしょう。

○国務大臣(瀬戸山三男君) いまの橋本さんの御意見、重要な参考意見として承っております。どういう措置をとるかこれは慎重に扱わなきゃいかぬと思います。

先ほどモロ氏等の問題についてお話がありましたが、わが国でもいま公安調査庁からお話がありましたように、必ずしも限らないと私は思っています。かような一部には非常な激烈な考え方を持っておる私も見ておりますが、私はモロ氏の場合は非常に悲惨な人間的にはまことに涙なくしてはいられない状況であります。イタリヤあるいは欧州の国民の姿がそういうふうに私に映っております。これは決して欧州の問題だけじゃない、わが国でも当然警戒すべき問題だと思います。モロ氏の場合はまさに私は橋本さんの御意見を承りながら考えておるわけでございますが、民主主義といえますか、法治国家といえますか、これらの犠牲であったと思います。身を挺してイタリヤ国民はこの犠牲のもとに法治国家を守ろうという決意をしております。それで思いつくのであります。やはり法治国家あるいは自由主義とか人権思想とか、こういうものはなかなか人間社会では一挙にできるものではありませんから、私は常に申し上げておりますように、多くの犠牲のもとにこれがベターだという社会あるいは制度ができ

ておる。

そこで思いつくのは、御承知のとおり、明治初年いわゆる封建制度から移る場合にいろいろなわれわれの先輩は自由民権思想というもので非常に活動されて、その際板垣退助氏がその反動として殺されたことがあります。「板垣死すとも

自由は死なず」というまことに歴史的な名言を吐かれておる。私、それにちよっと似ておるような気がするのです。モロ氏がどういふ心境であつたかわかりませんが、モロ氏はまさに現代法治国家のそういう意味における大きな犠牲であつた。こういうのをお互いに現代国民は無にしてはならない、かような考えでございますから、これは国民全体がそういう気にならなければ、仕方ないのだということでは法治国家は守れない、かように考えておるわけでございます。

○橋本教君 公安調査庁の方に、具体的なそういう恐るべき彼らの野望の憂慮すべき情報が入っているという事象ですから、私が申し上げた点を踏まえて法務大臣としての適切な処置ですね、これは御検討していただきたいと思っております。

それからもう一つ、これに関連をして、法務省の中で先ほど刑事局長からお話がありました国際犯罪対策室を設置して対処をされておるといふことですが、これは大体どういふ活動を主眼として現在進められておりますか。機構的にあるいは人員的にはどの程度のものになっておりますか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 機構といたしましては、刑事局参事官を室長といたしまして、現在のところ合計六人で構成しております。部屋を二部屋都合いたしました。現在やっております事柄は、まずもって第一に逃亡犯罪人引渡し条約締結の増大のための準備、すなわち条約の相手国として考えられる国の関連法令の検討収集、こういうものをまずやっております。

それから第二に条約関係といたしましては、わが国が加盟をしようとしており、あるいはそれが日程に上つておるような条約につきまして、法務省刑事局関係の事項について検討を行うという作業をやっております。

第三に——第三以下の方が今日のには重要かもしれませんが、国際的な犯罪情勢の一般的な把握。この分野に関しては、警察庁の国際刑事課等と緊密に連絡をとりまして情報を集め、法務省の所管行政上あるいは検察運営上あ

対応策というようものを考究する、こういう仕事をいたしております。

それから第四に、国際的な司法共助あるいは捜査共助、この中には具体的な逃亡犯罪人の引き渡しの問題も入るわけでございますが、それについての必要な準備作業、こういうことをいたしております。

それから最後に、これは事務のウェイトからすれば余り大きくないと思ひますが、先ほどもちよっと他の委員の御質問でお触れになりましたが、旅券法に基づきます過激派の海外流出を防ぐためのチェックのお手伝い、こういった仕事をやっておりますのが現状でございます。

○橋本教君 非常に大事な仕事をやっております。やるといふことで、今後その仕事が一層充実されることを私は期待するのですが、いまその問題に入る前に、大臣、公安調査庁がおっしゃった、要人テロという彼らの策動の情報があつたという事態の中で、検察庁もしくは公安調査庁、わが方の警察が、これを許さないために断固たる処置をいまからとっていかねばならない、情報が入っているのですから。こう思ふのですが、何かその対策はいつとられておるようには大臣お聞きになっていらつしやいますか。あるいは、公安調査庁の方は対策をやるどころじゃございませんが、何か対策について情報がありますか。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 具体的に対策ということとを私から申し上げる材料はございませんが、公安調査庁なりあるいは法務省刑事局それから警察庁、あらゆるそういう情報をお互いに交換しながらそういう事態の発生を防ぐために全力を挙げていることは、これは事実でございます。

○橋本教君 本堂を言えば私は、そういう問題は国民的な厳しい批判で徹底的に彼らを孤立させるということが大事なので、公安調査庁にその情報はどういふ情報源か、どういふセクトか、それを話していただきたかったのですが、きょうは話していただけないわけですが、私は、やっぱりそれをきちんとここで申し上げていただいて、厳し

国民的批判を徹底的に浴びせざるべきだと思ふのです。それでなくて、情報を知りながら徹底対策をとらないということになると、私もいろいろ言う、泳がせているのじゃないかという批判を私もはやらざるを得なくなってくる、こういう問題がある。きょうは時間をそこで使ひ予定はございせんが、大臣がおっしゃった徹底的な取り締まり対策、これをぜひとも強化されることをお願いしておきます。

そこで、この国際犯罪対策室で私は大臣一つ提言があるのですが、これから彼らの凶悪な犯罪は、日本赤軍の動向を見ましても、そしてまた彼らが外国で起こった事件の手口をすくまねをするということから見ましても、この国際的な情報収集、交換というのは非常に大事になっております。きのうの夕刊を見ましても、モロ事件に関連をしてEC諸国は早速情報交換の作業を開始しているという報道もございします。私は、西ドイツなりイタリアなりは政府もあるいは各政党もそれこそ心血を注いでこの問題の解決に当たったと思ひますし、もちろん警察当局、検察当局もそうだと思います。こういう事件が起こったときに、その情報交換も含めその教訓もくみ出すために、この国際対策室の検察官をいち早く派遣をして情報交換もしくはそこから多くの教訓なり対策を学ぶという処置も思ひ切つてとるぐらいに、公然と大胆に広く活動するという機動性を持った活動ができるように、予算措置その他今後御検討なさるのが適当ではないかという気がいたしておりますが、大臣のお考えはいかがでしょう。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 国際犯罪対策室は御承知のとおり発足間もないわけでございます。人員もこれで十分と私は率直に思っております。こういう犯罪の国際化しかも凶悪化という現状に照らして、機構縮小あるいは人員をふやさないと政府の方針の中でも、これは現実の問題としてきわめて重要であるということで一応設置を認められ、また、先ほど説明いたしましたように、検察庁にもそういう組織をつくる、また警察でも

一つの組織をつくつて、国内外にわたつて調査をするという組織をつくつたのもそのためでございます。先ほどその仕事の内容は刑事局長から御説明いたしました。が、公安調査庁でも海外にわたつて調査をするという予算もある程度つきまじつたやうなわけでございますから、いまおっしゃつたやうなことも十分検討してみたいと思ひます。

○橋本敦君 そういうことで、この国際犯罪対策室です。特定のこういう重大な国際的な事件が起つたときは機動性を持つて——外務省を通じて情報をとつておるといふことになりまして、法務大臣も御経験があると思ひます。私も経験がありますけれども、なかなか来ないのです。また、クッション、クッションになるのです。だから直接派遣をして、今度のモロ事件、シユライヤ事件、これについてそれなりの、必死で対応なさつたはずですから、教訓を得てくるというやうな方向で、いま大臣がおっしゃつたやうに積極的な検討をお願いしておきたいと思ひます。

私の持ち時間もきょうは少ないです。以上で大体お聞きしたことを終わつたわけですが、基本的に、何といひましても、このようなテロ暴力集団の根絶ということが国民世論だと思ひます。そういうことに向けて、大臣がおっしゃつた、法案だけでなくあらゆる方策を通じて徹底的に取り締まりを強化し根絶していく、こういう御決意に変わりはなないと思ひますが、一言その点伺つて質問を終わります。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 橋本委員その他の皆さんの御意見も十分に体して処置をとりたい、かように考えております。

○橋本敦君 終わります。

○江田五月君 一番最初に確認をしておきたいわけですが、この法律は、何度もおっしゃつておられる、一部過激分子による事犯が非常に看過するにたえない事態になつておるので、したがつて本法案第一条が禁止しようとしておられる行為というのは、提案理由説明書の文章によりますと、爆

発物、銃砲等によつて武装した数名の集団によつて計画的組織的に一部過激分子による航空機の乗っ取り、在外公館占拠等の不法事犯が企てられた際の、関係者の人命を盾としてわが国政府に対してのしる金の提供あるいは被拘禁者の引き渡しを強要するなどの行為、必ずしもそれにびたりと当てはまるかどうかはわかりませんが、おおよそそういうやうな行為であつて、したがつてそのために法定刑の方も相当重くしてあるというお考えだといふふうに理解してこの法案の審理を進めていってよろしいわけですね。

○政府委員(伊藤榮樹君) さやうなものを主たる目標として立案したものでございします。

○江田五月君 主たる目標とおっしゃるのは、もちろん一条だけのことですけれども、ほかにも外れたとしても大体定型としてそのやうな類型の行為を禁止の対象にしておられるといふことでよろしいわけですか。

○政府委員(伊藤榮樹君) さやうでございます。念のために申し上げておきますと、たとえば昨年起きました長崎におきますバスジャック、この辺までは入つてくるものだと思つております。

○江田五月君 現在のやうに一部過激分子による不法事犯が非常に凶悪な状態になつておられる、特にヨーロッパにおいて先ほどお話をあつた凶悪事犯が起つておられるやうなときに、そういうことに対処するといふ目的でお出しになつておられる法案に對してあれこれ細かくせんさくするのはあるいは時宜を得ているのかどうかという点はよくわかりませんが、やはり一つの刑事法規、刑罰法規ですから、これが禁止しようとしておられる行為を明確に表現すると同時に、もともと禁止しようとしていない行為まで含むことのないやうな周到な注意がなされていなければならぬし、仮にもともと禁止しようとしておられるやうな行為以外の行為が含まれるやうな表現になつてしまつておるとすれば、それを改めなければならぬ、あるいはさうした周辺の行為まで含むものであるならば、法定刑をそれほど重くするわけにはいかない、そういう筋

のものにならうかと思ひますが、いかがでしょう。

○政府委員(伊藤榮樹君) 御指摘のとおりであります。

○江田五月君 どうも局長が労働運動、農民運動、市民運動、学生運動等に、それがもちろん一部過激分子の非常に凶悪なやうな行為に該当するやうな場合は別ですが、通常ある程度法を逸脱して行われる多少の不法事犯といふやうなものにまで適用されることではないといふことを何度も強調されておられるので、ある意味で軽く安心して考えておつたのですが、何かじつくりとこの条文を読んだまゝいりますと、なかなかどうもそうではなく、かなり広い適用の可能性があるので、多少質問をさしていただきたいわけですが、第一条に特に限つていろいろ御質問いたしますが、この表現はとて一部過激分子のいふやうな行動、過激な行動のみをあらわしているとは読めないと思ひます。それは、一つは、「二人以上共同して、かつ、凶器を示して人を逮捕又は監禁」するといふ行為と、数名の集団により計画的、組織的に爆発物、銃砲等によつて武装して人を逮捕、監禁するといふ行為の違いが余りにも大き過ぎる。

二つには、人質をとつた要求行為、それと関係者の人命を盾にした要求行為といふのは、相当これも違ひのじゃないだらうか。

三つ目には、強要といふことと、政府に對し身のしる金の提供とか、あるいは非拘禁者の引き渡し等を強要するやうなそのやうな行為と、それまた相当に違ひがある。

四つ目は、何度もおっしゃる説明の中で前提にされておられるが、本一条の行為が集合犯であることとを前提にされておられるやうに説明されますが、これは集合犯ではないのじゃないだらうかという、そういうあたり疑問があると思ひます。

順次伺つていきますが、これはまず集合犯かどうかといふことなんですが、「二人以上共同して、かつ、凶器を示して人を逮捕又は監禁した

者」が、その後一人になってもその逮捕、監禁した人を人質にして、第三者に対し強要すれば、この一条に該当するわけではありませんか。

○政府委員(伊藤榮樹君) そのとおりです。

○江田五月君 したがって、先ほどの説明の中にときどき出てくる二人以上共同し、かつ凶器を示した人質強要行為というのはいささか説明が簡単に過ぎることになるのじゃないでしょうか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 「二人以上共同して、かつ、凶器を示して人を逮捕又は監禁した」上での人質強要行為であると、こういうふうな正確には申し上げたいと思います。

○江田五月君 趣旨説明の中ではその辺は注意深くお書きになっているようですが、「二人以上共同して、かつ、凶器を示して人を逮捕又は監禁した」後に人質強要行為の故意を生じて、そして、その逮捕、監禁のときには二人いたけれども、そのうちの一人は脱落するなり逮捕されるなりして一人になった後に強要行為に及んだ場合も含まれるわけですね。

○政府委員(伊藤榮樹君) 多少ずつと早口で仰せになりましたから、的確に把握しておるかどうかわかりませんが、たとえば二人の者が凶器を示して、客観的にみれば、凶器を示して人を逮捕、監禁したと、そして人質強要行為をしたと、そのうち一人は凶器を示したと、もう一人の者は一人の者が凶器を示したことを知らなかったと、こういうような、まあそういうことがあり得るかどうかは別として、理論上の問題として考えますと、凶器を示したその一人は第一条の罪が成立いたしますし、それから相手方が、相棒が凶器を示したことを知らなかった者については、認識を欠きますから刑法三十八条二項で、本条の適用はない、こういうことになると思います。

○江田五月君 いま伺ったのは、二人以上共同し、そのうちの一人が凶器を示して、まあ、その凶器を示していることについては共同認識があったとして、人を逮捕、監禁した後に、そのうちの一人だけが犯罪から脱落して、一人だけになっ

て、その一人は凶器を示した人があるとしてよろしいが、その後人質強要の故意を生じてその行為に及んだ場合に、これは本法に該当するのではありませんか。

○政府委員(伊藤榮樹君) その場合には本条には該当いたしません。凶器を示して逮捕、監禁したところが逮捕監禁罪として評価され、その後の部分は人質強要罪の一般規定がありませんから、強要罪であるいは恐喝罪で処断される、こういうことになります。

○江田五月君 それでよろしいかな。

それから、凶器については用法上の凶器も含まれる。ということとは、用法上の凶器がいかなる場合に成立するかという問題はありますが、これは含まれるわけですね。先ほどのような過激派の不法事犯に対処するならば、凶器という用語じゃなく、たとえば爆発物、あるいは銃砲刀剣、あるいは毒物、劇物というような、そういう用語でこの凶器を特定することをなせなかったのでしょうか。

○政府委員(伊藤榮樹君) まず両面から考えるわけですが、まあ凶器という言葉が一応法律概念として熟しておるということが第一。すなわち法律概念として熟しておる凶器というものは、人を殺傷するに足る能力のあるものであると、こういうことが一つ。それからもう一つ、いまお挙げになりました爆発物とかいろいろなことをこう掲げていくという方法でありますけれども、これは将来いかなうなものが利用されるかもわからない。爆発物、火炎びん、銃砲刀剣、こういうものはすでに現実の問題としてわかっておるわけでありまして、将来の問題としてはそういうものでなくとも、あるいはそれこそ鋭利な肉切り包丁でありましてとか、いろいろなものが考えられるのじゃないかと、そういう意味で両面から考えまして、凶器という概念を使つたわけでありまして。

○江田五月君 凶器というのは熟している言葉であるといえれば熟している言葉でありますから、用法上の凶器がどこまで入るかというところは、まだそ

れほど熟していないのではないかと思います。

まあそれはそれとして、次に人質のことなんです。人質の定義というのが、この間局長に答弁をいただきましたが、逮捕、監禁された者の生命、身体の安全に関する第三者の憂慮に乗じその解放、返還、安全に対する代償として第三者に不法な要求をする目的で被逮捕者の自由を拘束すること、およびその表現であったと思ふことが、そこで、身体の安全に対する憂慮というその身体の安全とは何でしょうか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 生命身体の安全というふうに申し上げたつもりでございますが、生命身体の安全でありますから、生命が冒される、あるいは身体の健全さが冒されると、こういうことだと思ふます。

○江田五月君 生命の方はよろしいわけですが、身体の安全という場合には、通常、傷害の場合は身体の完全性または生理的機能に対する侵害であるというように考えた等考えておると思ふますが、そういう刑法における傷害の考え方とはほぼ同様に身体の安全ということを考えてよろしいわけでしょうか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 傷害という概念は、ただいまお述べになりましたように、身体の内外的な機能を害するということであればそれで傷害であり得るけれども、ここで生命身体の安全と言っておりますのは、要するに命が危ない、あるいは身体そのものが重大な損傷を受ける、そういう程度のもので生命身体の安全と、こういうふうな申し上げたわけでございます。したがって、傷害という概念を持ってきて考えますれば、軽度な傷害等はもちろん除かれると、そういうふうな考えます。それはすなわち第三者、要求を受けた第三者のすべての人が憂慮するということ、そういう安全でございます。

○江田五月君 憂慮というのなかなかこれむづかしい言葉で、そう著しい生命身体に対する被害があることでなければ憂慮にならぬというわけのものでもないだろうし、身体の安全という場合

に、すぐに、特別の重大な加害を要するような傷害のおそれがあるということだけを意味しているというふうにもなかなか考えにくいので、そういう点から言うと、どうも「人質」という言葉がなかなか不明確だという非難もあながち杞憂に過ぎるということもないのじゃないかという気がするわけでありまして、この場合に、人質ということではなくて、人命への危害を明示、黙示に告知するということによる言ひあらわそうとしている行為を表現することはできないのでしょうか。

○政府委員(伊藤榮樹君) そういうアプローチの仕方もあるいはあるかもしれないと思うのでございしますが、人質にするという言葉が最も簡潔でその実態をよくつかまえておるのではないかと。現に諸外国においても、ドイツ、フランス、アメリカ等においても人質ということに理解されておるわけでございます。私どもとしては人質という概念で十分御理解いただけるのじゃないかと思っております。

なお、申しわけありませんが、先ほど御質問を私ちよつと取り違えて御答弁した点があるようでございしますので訂正いたします。

二人以上の者が凶器を示してある人を逮捕、監禁して、そのうちの一人の一人が脱落して、残った一人がそれを逮捕、監禁した状態に置いたまま人質にして要求をしたという設例であつたというところでございしますが、そうでございまして、その脱落しなかつた者については本条の罪が成立いたします。

大変失礼いたしました。

○江田五月君 その人質ですが、「人質にして」ということなんです。これはその「人質」というのはいまの自由を拘束することであると。そうすると「人質にして」というのは、そういうふうな拘束してということであるのか、それとも拘束した人の解放等をする代償として何かを要求するといふ、そういうことをこの「人質にして」という「に」はあらわしているのでしょうか。

か。これは別にいま逮捕、監禁している者を解放するから何かをしてくれというふうに明示、暗示に要求の条件としていなくても、ただ自由を拘束している、そして第三者がそれに憂慮をして、状況を知っているという限りで「人質にして」ということは成立してしまうのじゃないでしょうか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 「人質にして」ということでありますから、逮捕、監禁されている者の生命身体を安全を交換条件にして要求をする、こういう概念でございます。

○江田五月君 次に「強要」なんです、強要もいろいろな態様の強要があるわけで、この強要自体をいろいろ限定するということが可能なのじゃないかと思ひます。強要の相手方を、第三者をそうすると限定するということになるかもしれませんが、政府その他の公的機関に限定するとか、あるいは強要の目的を身のしる金とかあるいは法令により拘禁、拘束中の者の解放等に限定するとかというふうなことも可能であつたと思ひますが、「強要」ということになるかと非常に広い行為、類型になつてしまつてしまつて、そしてこの法律が目的としているところをはるかに越えてしまつてことになりはせぬかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 確かに御指摘のように要求の内容をある程度限定するということは一つのアプローチの仕方であらうと思ひます。そういうことによりまして法定刑の下限をぐっと引き上げるというの、一つの立法政策であらうと思ひますが、今後予想されます要求の内容というものは、まことに私どもにとりましても予測のつかないことが多いと思はれるわけございまして、そういう意味で、この要求はおよそ不当な要求であればよいというところで構成要件を決めたわけでありまふ。

○江田五月君 この第一条は、身分犯であることはよろしいですね。

○政府委員(伊藤榮樹君) 身分犯のような形になつております。

○江田五月君 そうすると、真正身分犯なんではないか、不真正身分犯なんではないか。ちよつと読み方によつてはあるいは不真正身分犯のようにも読めなくもないのですが、どういうお考えでいらつしやいますか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 講学上の不真正身分犯、真正身分犯という言葉を使つて御説明するのが適当かどうか、きわめて新しい形の構成要件でありますから――ですが、いまお引きになりまして言葉をどちらが近いとおしやれば、真正身分犯の方に近いのじゃないかと思ひます。

○江田五月君 そうすると、これもかなりいまだ学説も判例も流動している、これはど古い法律なのでいまだに流動しているという点でもきわめてあいまいなものであるかもしれませんが、刑法六十五条の適用の関係では、二項の適用はないわけですか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 六十五条の共犯と身分の関係ですが、身分により特に刑の軽重があるというふうな構成要件じゃございせんから、二項の適用はございせん。

○江田五月君 ただ、二人以上共同して、かつ、凶器を示して人を逮捕又は監禁した者でない者が「第三者」に対し、義務のない行為をすること又は権利を行わぬことを要求したとき」は、これは単純な強要になるわけで、そうすると身分の有無によつて多少刑の軽重がある場合だというふうにお考えになつてないかと思ひますが、それでお考えになつてないかと思ひます。

それと、二人で共同して、かつ用法上の凶器を示して人を監禁した、そしてそのうちの一人の人が、もう一人の人が脱出した後にその監禁されている者に関する身体上の安全についての人の憂慮に乗じて、戻してやるからというので、その第三者に、憂慮している第三者に非常に重大なまで必ずしも言いがたいようなことを要求した場合でも無期ま

たは五年以上の懲役になる。具体的にどうかということは別として机の上で考える限りではそういうことになりまふか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 机の上で考える限りはそういうことになりまふ。

○江田五月君 そうしますと、五年以上の懲役という法定刑なんですけれども、どういうふうにしてこの法定刑を決められたか、この前局長、法定刑については、なかなかこうだという決め手となるような議論はないのだというお話でしたけれども、まあいろいろ他の犯罪の法定刑との比較考

量でお決めになつたということであらうと思ひますが、もう少し科学的といひますか、実証的といひますか、計量的といひますか、そうしたことが法定刑の決定に導入できないものかどうかという気がするわけです。たとえば監禁と強要が一連の行為で犯された事案、それが併合罪になるか牽連犯になるかちよつとはつきりしませんが、そういふものについての裁判所の量刑の調査というふうなものですね、こういうものはなつた上でこういう法定刑の決定をされてゐるのでしょうか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 一応の調査はしてあります。しかし、裁判所の具体的量刑というものと、法定刑をいかに定めるかというところは直接関連はない、この場合は、新しい構成要件をつくるわけでありまふから。そこで私もが考えましたのは、まず既存の刑罰罰則で刑法二百二十五条ノ二の身のしる金誘拐がございまして、これが無期または三年以上の懲役であります。本罪と身のしる金誘拐との関係を見ますと、身のしる金誘拐に對して本罪は特別類型になります。加重された特別類型になります。したがって、下限は三年を超えることが相当であらう。

それから航空機強取法的一条二項のハイジャック人質強要罪の罪の法定刑の下限が十年である。ですから十年未満でなければならぬ。その間のどの辺に法定刑を定めるかということにつきましては、第一条に定めるような行為といふものは、

一般社会的に評価をすれば刑法二百三十六条の強盗罪に比すべき卑劣な行為であらう。したがつて、強盗罪の法定刑の下限である五年というものが一つのメルクマールになるであらう。しかし、先ほど来御指摘がありましたように、この第一条に該当する事案といひましたも、机の上で考えていきますと、ある程度情状酌量すべき事案があり得るわけでありまふ。したがって、酌量減輕しても執行猶予のつけられないようなそういう法定刑では適當でないのではないか。それらの点を総合勘案して下限を五年と、こういうふうにしておるわけでありまふ。

○江田五月君 机の上で考えるというふうに私自身も申しましたけれども、まだいまだ実際に発動されてないから机の上で考えるを得ないわけですが、たとえば強盗致傷のような場合に、形式上は強盗致傷に非常になつてしまつたというふうな場合に、実務上、実際にはいろいろと事案の實際の妥当性を考えてあえて恐喝と傷害で処理をするというふうなケースもたくさんあるわけで、本件でもどうも机の上で考えたことというのは案外實際に起こることがあるわけであつて、起つてみて、これに当たつてしまつたけれども、どうもこれに當るといつて五年以上の懲役に処すには余りにも重たいというふうな事案が起るのじゃないかというおそれが非常にするわけでありまふ。そういう場合に實際の処理としては監禁と強要というふうな、人質の点を何とか取り上げずに処理をするというふうなことも可能なんではないかと、そこまで一人一人の検察官に裁量の余地を与えてしまふというの、またいろいろ問題だと思ひますが、どうもこの五年以上の懲役というのはこの法律をつくるにときに念頭に置かれていた行為を罰する法定刑としては適當でありまふが、これが從來實際に動き出したときに出てくる非常に軽い類型の者や何かを処理する法定刑としては重きに失すると言わざるを得ないと思ひます。

最後に、こういう法律を制定しなければどうしてもいまの過激な事犯に対処できないということ

ならば、多少いろいろ難点があつても仕方がないといふこともあるかも知れませんが、このいただいた資料で見ますと、どの事犯についても五年以上あるいは無期の刑を宣告することは本法がなくても十分可能なのではないかと思ひますから、そういう点でも、必要性の点でもいふ緊急の必要があるわけではないといふ気がいたしますし、それから、どうもこれを制定したから過激派による不法な事犯がなくなるのだといふところの、どういふ機序でなくなるのかといふこともなかなか説明がむずかしいかと思ひますが、ちよつとそういう点を考えますと、安易に立法され過ぎてゐるが、のじやないかといふ感想をぬぐえないのですそんなことありませんか。

○政府委員(伊藤義樹君) そんなことはありません。「二人以上共同して、かつ、凶器を示して人を逮捕又は監禁した者」これを人質にして、第三者に對し、「て不当な要求をする」といふ行為は、一般類型としてやはり五年以上の懲役で處罰のが相当であらうと、情状真に酌量すべきものがあれば酌量減輕によつて二年半まで下がつて執行猶予がつけられる、こういうことにしておるわけでございます。もちろん刑罰法規と申しますのは、刑罰法規ができたからといって犯罪がすなわち発生しない、こういうものでももちろんないわけであつて、先ほど来他の委員の御質問に對して申し上げておきますやうなあらゆる施策にわたつて、万般にわたつて努力をしてその防遏を期すると、反面、國の姿勢といつたしまして、そういう破廉恥な犯罪に對してはこれだけの刑罰をもつて臨むといふ決意を示すといふことが適當ではないか、もちろんそういう考え方の基礎には、およそ刑罰法規には犯罪防止の力、一般予防の力がある、と、こういう國民的な確信を基礎としておるわけでございますが、しかしながら即効効果があるかないことはもちろん言ふまでもないことである。あらゆる施策、それにも増して國の毅然たる姿勢と、こういうものが背後にあつて初めて有効に機能するものである、と、こういうふうに思つて

おります。

○江田五月君 終わります。

○委員長(中尾辰義君) ほかに御発言もなければ、質疑は結局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

人質による強要行為等の処罰に関する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中尾辰義君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

寺田君から発言を求められておりますので、これを許します。寺田君。

○寺田熊雄君 私は、ただいま可決されました人質による強要行為等の処罰に関する法律案に對し、自由民主党・自由国民會議、日本社会党、公明党、日本共産党、新自由クラブ及び社会民主連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

まず案文を朗読いたします。

附帯決議(案)

政府は、本法が一部過激分子による航空機の乗取り、在外公館の占拠等の重大事犯に對処する目的で制定された経緯にかんがみ、本法の運用に当たつては、その本来の目的を逸脱し、正当な労働運動や、農民運動、市民運動などに對して濫用することのないよう万全の配慮をなすべきである。

右決議する。

以上であります。

○委員長(中尾辰義君) ただいま寺田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

す。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中尾辰義君) 全会一致と認めます。よつて、寺田君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定をいたしました。

ただいまの決議に對し、瀬戸山法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。瀬戸山法務大臣。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 人質による強要行為等の処罰に関する法律案につきましては、各般の問題点について慎重に御審議をいただきまして御可決いただきましたことを厚くお礼を申し上げます。

なお、その間においていろいろ御注意等がありましてことを厚くお礼を申し上げます。

ただいま議決されました附帯決議につきましては、本法の趣旨から言つて当然のことと思ひますので、この運営に当たつては、正当な労働運動あるいは農民運動、市民運動などに對して乱用することのないように十分気をつけることを申し上げておきます。

○委員長(中尾辰義君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。

○委員長(中尾辰義君) 次に、逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。瀬戸山法務大臣。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨を御説明いたします。

明治十九年に締結された日本國亞米利加合衆國犯罪人引渡条約及び明治三十九年に締結された日

米間追加犯罪人引渡条約は、いわゆる引き渡し犯罪が殺人等の伝統的な犯罪に限定されている等の理由により、近年における著しい交通機關の発達に伴ういわゆる國際犯罪の増加等の事態に適合しない面があり、この種事犯抑圧のための國際協力の必要性がますます高まつたため、主として引き渡し犯罪の罪種の拡大を目的として数次にわたりこれらの条約の改定交渉を行つた結果、去る三月三日東京において日本國とアメリカ合衆國との間の犯罪人引渡しに関する条約の署名が行われたのであります。

そこで、まず、日米新条約が締結されたことに伴ひ、犯罪人の引き渡しに関する國內手續について、所要の整備を行う必要が生じたのであります。

それとともに、現行逃亡犯罪人引渡法のもとにおいて、いわゆる仮拘禁制度は、わが國との間で引き渡し条約が締結されている外國から同条約に基づいて請求があつた場合に限つて適用されるため、たとえば、犯罪人がわが國に潛入する可能性があるとの情報により、わが國との間に引き渡し条約が締結されていない外國から、犯罪人の発見に備えて、わが國に仮拘禁の請求があつても、これに應ずることができないこととなつてゐるのであります。わが國に、いわゆる國際犯罪が増大し、犯罪者の國外逃亡事例が多くなつてゐる今日、このやうな取り扱いは、必ずしも適當でないと考えられますので、この際、犯罪人の引き渡しに関する國際的協力を一層推進するため、相互主義の保証を要件として、引き渡し条約に基づかないで仮拘禁の請求が行われた場合にも、これに應ずることができるとし、この場合における仮拘禁の要件、手續等に関する規定を整備する必要があるであります。

改正の要点は、次の四点であります。

その一つは、日米新条約においては、犯罪人が引き渡しの請求に係る犯罪について第三國で無罪の判決を受け、もしくは刑罰の執行を終えてゐるとき、または締約國及び第三國からの引き渡し請

求が競合するときは、引き渡しを行うかどうかを被請求国の裁量に任せる旨の規定が設けられましたが、このような場合を含めて、一般に現行逃亡犯罪人引渡法第四条第二号に定める場合のほか、逃亡犯罪人を引き渡すかどうかについて日本国の裁量に任せる旨の引き渡し条約の定めがある場合において、法務大臣が外務大臣と協議して、当該定めが該当し、かつ、逃亡犯罪人を引き渡すことが相当でないと認めるときは、当該犯罪人を引き渡さないことができるものとする点であります。

その第二は、引き渡し条約に基づかないで犯罪人を仮に拘禁することの請求があつたときは、当該請求をした外国から日本国が行う同種の請求に応ずべき旨の保証がなされた場合に限り、(一)請求に係る者を逮捕すべき旨の令状が発せられたは刑の言い渡しとなされていることの通知がないとき、(二)請求に係る者の引き渡しの請求を行うべき旨の保証がなされないときを除きまして、これに応ずることができるものとする点であります。

なお、この引渡条約に基づかない仮拘禁は、右のように、当該請求をした外国において逮捕状等が発せられたは刑の言い渡しとなされていること及びその外国が必ず引き渡し請求を行うことの保証がなされていることを要件とするものであります。この仮拘禁も、東京高等裁判所の裁判官があらかじめ発する仮拘禁許可状により行われるものであり、また、仮拘禁後二ヵ月以内に引き渡し請求が行われないうときは当該犯罪人を釈放することとしているのであります。これらの点は、引き渡し条約に基づく仮拘禁の場合と同様であります。

その三は、日米新条約において、一方の締約国が他方の締約国から、その国の官憲が第三国から引き渡しを受けた犯罪人を当該締約国の領域内を通過して護送することの承認の請求を受けた場合には、一定の要件のもとでこれを承認すべき旨のいわゆる通過護送の承認に関する規定が新設されたことに伴い、外国から外交機関を経申して当該

外国の官憲が他の外国から引き渡しを受けた者を日本国内を通過して護送することの承認の請求があつたときは、(一)請求に係る者の引き渡しの原因となつた行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が日本国の法令により罪となるものではないとき、(二)請求に係る者の引き渡しの原因となつた犯罪が政治犯罪であるとき、または当該引き渡しの請求が政治犯罪について審判し、もしくは刑罰を執行する目的で行われたものと認められるとき、(三)請求が引渡条約に基づかないで行われたものである場合において、請求に係る者が日本国民であるときを除きまして、法務大臣が外務大臣と協議して、これを承認することができるとする点であります。

その四は、以上の改正に伴い、関連規定につき所要の整備を行う点であります。

以上がこの法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(中尾展義君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時三分散会

五月九日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は三月十日)

一、逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案